

(平成22年9月15日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認東京地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	75 件
国民年金関係	17 件
厚生年金関係	58 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	99 件
国民年金関係	47 件
厚生年金関係	52 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月まで  
私は、昭和 60 年度から夫の分と一緒に国民年金保険料の免除申請の手続を郵送で行った。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年 5 月に結婚し、当時夫の収入も少なかったため、翌年の昭和 60 年度から夫の分と一緒に国民年金保険料の免除申請をしていたと説明しており、申立期間について、申立人の夫は、保険料を免除されていることが確認でき、また、その後の 62 年度から平成 7 年度までの期間について、夫婦は同一日に免除申請手続を行い、承認されていることがオンライン記録から確認でき、同一世帯の申立人が申立期間の免除申請手続をしなかったとは考えにくいなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から同年 3 月まで  
私は、申立期間の国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は、任意加入したことにより昭和 54 年 3 月 20 日に払い出されており、申立人は、同月以降、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していること、また、申立人は、58 年 3 月に住所変更しているが、申立人が所持する年金手帳により当該住所変更手続を行っていることが確認できることなど、申立内容に不自然さは無く、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年12月から2年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

また、平成2年12月から3年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年7月から58年3月まで  
② 平成元年12月から2年3月まで  
③ 平成2年12月から3年6月まで

私は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付しており、保険料を納付できないときは免除申請をしてきた。夫の保険料が申立期間①及び③について納付済みであり、申立期間②について申請免除であるにもかかわらず、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人が保険料を一緒に納付したとする夫は申請免除期間であること、夫婦が申請免除期間とされている昭和59年度から63年度までの期間の免除申請手続は、59年度は夫婦同月に、60年度以降は夫婦同一日に行われていることがオンライン記録により確認できることなど、当該期間について夫の分のみ免除申請手続が行われたとは考えにくく、免除申請をしたとする申立内容に不自然さは見られない。

また、申立期間③については、当該期間は7か月と短期間であり、当該期間の前後の期間の保険料は納付済みであること、申立人が保険料を一緒に納付したとする夫の当該期間（60歳到達後の平成3年\*月を除く。）の保険料は、3年6月から同年8月にかけて納付されていることがオンライン記録により確認できることなど、保険料を納付したとする申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の保険料の納付方法及び納付額に関する記憶が曖昧であること、年度別納付状況リスト（当

該期間から約1年後の昭和59年5月10日に作成)により当該期間の保険料が未納となっていることが確認できることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年12月から2年3月までの国民年金保険料は免除されていたものと認められ、2年12月から3年6月までの国民年金保険料は納付していたものと認められる。

## 東京国民年金 事案 8410

### 第1 委員会の結論

申立人の平成7年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月

私は、会社を平成7年1月に退職した後、夫の会社で第3号被保険者の加入手続きを行い、同年1月分の国民年金保険料の納付書が送られてきたので、区出張所に行き当該未納保険料について相談した。詳しい説明はなかったが、その場で保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成7年3月ごろに払い出されており、当該時点で申立期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能であったほか、申立人は保険料を納付した経緯について具体的に記憶しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 7 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月から 59 年 3 月まで

私は、区役所から国民年金の加入勧奨を受けて国民年金に加入し、昭和 59 年 11 月に会社に就職するまでの国民年金保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の一部である昭和 58 年 7 月から同年 9 月までの期間については、59 年 6 月に作成された還付リストでは「公的年金移行」により当該期間の保険料を還付したと記録されているが、当該期間において申立人が国民年金から厚生年金保険等へ移行した記録は確認できず、申立人も移行した記憶が無いと説明している。これらのことから、当該期間は本来は国民年金の被保険者となるべき期間であったが、事実と異なる資格喪失によって保険料の納付済期間が未加入期間となったものと考えられる。

また、申立期間は、申立期間の一部である上記期間においては、前述のとおり行政側の事務処理に不適切な取扱いがあったと考えられるほか、申立期間は 9 か月と短期間であり、申立期間前後の期間の保険料は納付済みであることなどを総合的に勘案すると、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から47年6月までの期間、50年2月及び同年3月、53年10月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年2月から44年12月まで  
② 昭和46年4月から47年6月まで  
③ 昭和50年2月及び同年3月  
④ 昭和53年10月から54年3月まで

私は、昭和40年2月に自宅に来た区役所職員に勧められて国民年金に加入し、最初のころは区の集金人に印紙検認で国民年金保険料を納付していた。婚姻後もしばらくは集金人に保険料を納付し、その後は金融機関で納付書により夫婦二人分の保険料を未納期間のないように納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②については、15か月間と比較的短期間であり、前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。また、特殊台帳により、申立人は昭和46年4月4日に国民年金の住所変更手続を行っていることが確認でき、申立人が保険料を区の集金人に納付していたとする方法は、当時、申立人が居住していた区の収納方法と合致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。
- 2 申立期間③については、2か月と短期間であり、前後の期間の保険料は納付済みである上、一緒に保険料を納付していたとする元妻は、当該期間の保険料が納付済みであるなど、申立人の保険料のみが未納となっていることは不自然である。
- 3 申立期間④については、申立人は、当該期間を含む昭和53年分及び54年分の確定申告書の控えを所持しており、53年分の確定申告書の控えに記載されている国民年金の支払保険料額は、夫婦二人分の当該年に過年度納付した保険料額及び当該年度の申立期間④を含む保険料額の合計額と一致している上、一緒に保険料を納付していた



とする元妻は、当該期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

- 4 しかしながら、申立期間①については、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和44年10月に払い出されていることが確認でき、申立人が40年2月ごろに居住していたとする区及び所轄社会保険事務所（当時）において、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の手帳記号番号が払い出された時点で、当該期間のうち一部の保険料を過年度納付することが可能であるものの、申立人はさかのぼって保険料を納付したことはないと説明している上、婚姻後の43年10月から44年12月までの保険料は元妻も未納であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から47年6月までの期間、50年2月及び同年3月、53年10月から54年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年7月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月から同年10月まで  
私は、申立期間の国民年金保険料を、平成8年7月ごろに自宅に届いた納付書により金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年9月に厚生年金保険被保険者となった後、8年に2回に分けて、それまでの未納期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したと説明しており、オンライン記録及び申立人が所持する国民年金手帳により、申立人は、7年10月に、平成6年7月からの第3号被保険者から第1号被保険者への資格種別の変更手続を行っていることが確認でき、申立人は、申立期間及びその直後の6年11月から7年8月までの期間の第1号被保険者期間に係る過年度保険料の納付書を受け取っていたものと考えられること、上記の申立期間直後の期間の過年度保険料は8年12月17日に納付されていること、申立人が納付したとする2回の保険料額は、申立期間及びその直後の期間の保険料額におおむね一致していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年7月から同年10月までの期間並びに58年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和20年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和52年7月から同年10月まで  
② 昭和58年10月及び同年11月  
③ 平成7年11月から9年5月まで

私は、申立期間①及び②の期間の国民年金保険料については、それぞれ国民年金被保険者資格喪失手続きをした後、役所で作成してもらった納付書で納付した。また、申立期間③については、勤めていた会社を辞めた後、すぐに再加入の手続きをし、役所から送られてきた納付書で納付してきたはずである。申立期間①、②について保険料が未納とされ、申立期間③について国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、4か月及び2か月といずれも短期間であり、直前の期間の国民年金保険料は納付済みである。また、申立人が、国民年金被保険者資格喪失手続き後に納付したとする金額もこれらの期間の保険料額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間③については、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、直前の期間は厚生年金保険被保険者期間であることから、保険料を納付するには国民年金の再加入手続きを行う必要があるが、申立人は、再加入手続きをした時期、場所等に関する記憶が曖昧であり、納付したとする保険料額は当時の保険料額と大きく相違しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年7月から同年10月までの期間並びに58年10月及び同年11月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月及び同年3月

私は、大学生の時に国民年金に加入し、平成6年4月に厚生年金保険に加入するまで、国民年金保険料を毎月納付していた。申立期間の保険料についても被保険者資格喪失手続の際に納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年4月以降、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は2か月と短期間である。

また、申立人は、就職前の平成6年3月末に区役所窓口で国民年金の被保険者資格喪失手続を行い、その際に送付されていた納付書2枚を持参し、申立期間の保険料を窓口で納付したと具体的に説明しており、申立人の所持する国民年金手帳により資格喪失手続を適正に行っていることが確認でき、納付したとする金額は申立期間の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年12月から4年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月から4年4月まで

私は、体調不良のため、平成3年12月に会社を退職し自宅療養をしていたが、この期間も母が国民年金の加入手続をして国民年金保険料を納付してくれたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和61年5月ごろに払い出されており、申立人は、同年6月以降国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付は結婚するまですべて母親がしてくれていたと説明しており、申立期間より前の平成2年8月の厚生年金保険から国民年金への切替手続は適切に行われていること、同年8月から厚生年金保険に切り替わる3年8月までの保険料は納付済みとなっているほか、当時居住していた市の国民年金被保険者名簿により、平成3年度の保険料については免除申請を行ったが却下されたため納付しなければならなくなったことがうかがわれることなど、申立期間についても母親が国民年金への切替手続を行い、保険料を納付したとする申立内容に不自然さは見られない。

さらに、当該市の国民年金被保険者名簿及び国民年金保険料収納一覧表には、申立期間が属する年度である平成3年4月及び9月分の保険料を還付した旨の記録があるが、申立人のオンライン記録には当該期間の保険料の還付決議及び還付処理の記録は確認できず、資料及びオンライン記録の間で不整合が認められるなど、申立人の納付記録の管理が適切ではなかった状況が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月から11年3月まで

私は、平成9年度からは口座振替で国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をおおむね納付している。

また、申立人は、平成9年度以降の保険料の口座振替依頼書の控えを所持しており、申立期間直前の平成9年度、直後の11年度及び12年度の保険料が口座振替により前納されていることが確認できること、申立期間及びその前後を通じて申立人の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和 46 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月から 46 年 6 月まで

私は、昭和 45 年 4 月に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。45 年 10 月からは、申立期間のうち、厚生年金保険及び共済組合に加入していた期間の保険料も納付し続けていた。社会保険事務所（当時）で申立期間の保険料が還付されていると説明されたが、還付手続をしたことも還付金を受け取った記憶も無い。申立期間の保険料が還付済みとされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、保険料の還付整理簿は無いものの、特殊台帳には、当該期間の国民年金保険料が還付処理された旨の記載があり、記載されている還付期間及び還付金額は、申立期間の期間及び保険料額と一致している。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 46 年 1 月については、申立人は、本来は強制加入被保険者であり、当該期間の保険料を還付すべき合理的な理由が無いことから、当時、事実と異なる還付手続が行われたものと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 45 年 10 月から同年 12 月までの期間及び 46 年 2 月から同年 6 月までの期間については、厚生年金保険及び共済組合に加入している期間であることから、当該期間の保険料が還付されていることについて不自然さは見られず、前記のとおり、特殊台帳に記載されている還付期間及び還付金額に不合理な点は無上、未還付等により保険料が納付されたままとなっている事情も確認できず、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 1 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から43年3月までの期間、47年1月から同年3月までの期間及び55年10月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年9月から40年9月まで  
② 昭和40年10月から43年3月まで  
③ 昭和47年1月から同年3月まで  
④ 昭和55年10月から56年3月まで

母は、申立期間当時は私の居所を毎月訪れており、その際、兄、姉二人と同様に、私の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。また、婚姻後は、私が、自身と元夫の保険料を一緒に納付していた。申立期間①が国民年金に未加入で、申立期間①、②、③及び④の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和41年4月から43年3月までの期間については、申立人の母親が国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしてくれたとする申立人の兄は、国民年金手帳の記号番号が42年2月に、長姉は41年11月に、次姉は35年10月に払い出されており、申立人の手帳記号番号は42年2月に払い出されていることが確認できる上、オンライン記録及び特殊台帳により、兄及び姉二人はいずれも41年4月から保険料の納付が開始されており、兄は44年9月まで、姉二人はともに国民年金加入期間である42年6月までの保険料が納付されている。

また、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間は現年度納付することが可能な期間である。

申立期間③及び④については、それぞれ3か月、6か月と短期間であり、前後の期間の保険料が納付済みである。

また、申立人が所持する領収証書によると、申立人は申立期間③直後の昭和47年4



月から同年12月までの保険料を47年7月及び同年12月に現年度納付しており、当該納付時点で、申立期間③は保険料を過年度納付することが可能な期間であり、申立期間④直前の55年7月から同年9月までの保険料を56年5月に過年度納付しており、当該納付時点で、申立期間④は保険料を過年度納付することが可能な期間である上、申立人が保険料と一緒に納付していたとする申立人の元夫は、当該両期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び申立期間②のうち昭和40年10月から41年3月までの期間については、母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、母親から当時の加入手続及び保険料納付の状況を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人が所持する国民年金手帳には、申立人は、昭和40年10月1日に国民年金被保険者資格を取得している旨の記載があるため、当該資格取得日の前の申立期間①は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である上、兄及び姉二人も当該期間の保険料は未納であるなど、母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から43年3月までの期間、47年1月から同年3月までの期間及び55年10月から56年3月までの期間については国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 1 月から 47 年 4 月まで  
② 昭和 47 年 5 月から同年 9 月まで  
③ 昭和 48 年 4 月

母は、私が会社を退職した昭和 46 年 1 月に私の国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、同年 12 月まで国民年金保険料を納付してくれていた。47 年 1 月以降は、私の妻が私の保険料を納付してくれていた。申立期間①が国民年金に未加入とされ、申立期間①、②及び③の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、当初、資格取得日が当該期間直後の昭和 48 年 5 月 1 日とされていたため、同年 12 月に納付された当該期間の国民年金保険料が、誤納付を理由に 49 年 4 月分に充当された後、時期は不明であるが、資格取得日の記録が 47 年 5 月 1 日に訂正されて、未加入期間から未納期間になっている。

しかしながら、当該期間は本来、強制加入期間であり、申立人の資格取得日が昭和 48 年 5 月 1 日とされる理由はないことから、申立人に係る記録管理が適切に行われていなかったものと見られる上、国民年金手帳の記号番号が申立人と連番で払い出され、申立人の保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻は、当該期間の保険料が納付済みであるなど、当該期間の保険料が未納となっているのは不自然である。

2 一方、申立期間①及び②については、申立人の母親及び申立人の妻が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金の加入手続を行い、46 年 1 月から同年 12 月までの保険料を納付したとする母親から当時の状況を聴取することができないため、加入手続及び当該期間の保険料納付の状況が不明である。

また、申立期間①については、申立人が所持する国民年金手帳には訂正された資格

取得日が昭和 47 年 5 月 1 日と記載されていることから、当該期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間②については、昭和 47 年 1 月以降の期間の保険料を納付していたとする妻は、当時の転居に伴う申立人の国民年金の住所変更手続及び当該期間直後の厚生年金保険被保険者資格の取得に伴う国民年金被保険者資格の喪失届に関する記憶が曖昧であり、妻も申立期間②の保険料が未納である上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された 48 年 11 月時点で、当該期間は保険料を過年度納付することが可能な期間であるものの、妻は当該期間の保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと説明しているなど、母親及び妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人に、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から14年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月から14年3月まで  
私は、平成12年4月に上京した際、区役所出張所で国民年金保険料の免除申請を行い、平成12年度の保険料の免除が承認されたとの通知を受けた。13年度も同じように免除申請を行い、免除が承認されたとの通知を受けた。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成12年に区役所出張所に免除申請書を提出した際の状況について、「本来、出張所では免除申請を受け付けることはできないが、申請書を送付するのであれば出張所から区役所に郵送する。」と窓口担当者から言われ、免除申請書を提出したと具体的に説明しており、その内容は申立人が申立期間当時居住していた区のと合致しているほか、申立期間直前の平成10年度及び11年度の保険料は、両年度とも4月に免除申請が行われ、免除されていることが確認できるなど、申立期間は免除期間であったとする申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年1月から41年9月  
② 昭和42年4月から同年8月

私は、申立期間当時、継続して国民年金保険料を納付していた。2年9か月も未納の後6か月だけ納付し、その後再び5か月は納付しないと行った行動はとっていない。また、私は転居も多く、名前が変体仮名文字のため、記録が正しく保存されていたのか疑問が残る。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は5か月と短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるほか、当該期間直後の昭和42年9月から43年3月までの期間は、社会保険事務所（当時）の調査により、国民年金被保険者名簿及び特殊台帳で申立人の納付記録が確認できたとして、平成20年7月に未納から納付済みに記録訂正されており、申立人に係る記録管理が適切に行われていなかった状況を確認できる。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が申立期間後に居住した2市が保管する国民年金被保険者名簿から、申立人は、昭和38年12月に被保険者資格を喪失し、当該期間は未加入期間として管理されていたことが確認でき、未加入期間は保険料を納付することができないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から同年8月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年12月から8年3月までの国民年金保険料については、追納していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月から8年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料については、震災等に伴う特例による申請免除を受けていたが、その後、追納に関する通知が届いたことをきっかけに、社会保険事務所（当時）で保険料の追納を行った。申立期間の保険料が免除とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、平成8年度以降の保険料は前納している。

また、申立人は、保険料を追納するに至った経緯、保険料の納付方法について、社会保険事務所から保険料の追納に関する通知が届いたため、追納することにした、追納を行った当時、現年度保険料は口座振替で納付しており、追納の際も口座振替での納付を希望したが、社会保険事務所の窓口において追納保険料は口座振替で納付ができないと言われ、現金で納付をした、と具体的に説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成13年9月から同年11月までは34万円、同年12月から15年7月までは36万円、同年8月から16年1月までは41万円、同年2月から17年6月までは38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の平成15年12月25日の標準賞与額の記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年9月1日から17年7月21日まで  
② 平成15年12月25日

A社における申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与支給総額に見合う標準報酬月額と相違している。また、申立期間②の標準賞与額の記録が無い。給与台帳等の一部を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、給与台帳、給与明細書の一部及び銀行の普通預金通帳の記録から、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申

立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額は、給与台帳及び給与明細書における報酬額又は保険料控除額から、平成13年9月から同年11月までは34万円、同年12月から15年7月までは36万円、同年8月から16年1月までは41万円、同年2月から17年6月までは38万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く不明としているが、上記給与台帳及び給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が平成13年9月から17年6月までの長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該期間の標準報酬月額について、上記給与台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、申立人から提出された給与明細書から、申立人は、30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人のA会管理下のB社（現在は、C社）における資格喪失日は、昭和19年11月2日であると認められることから、船員保険被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和19年8月から同年10月までの標準報酬月額については、55円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年8月1日から同年12月17日まで

昭和19年7月にB社の船舶Dに一等航海士として、Eから乗船、出航し、Fに向け航行中、同年11月\*日にG沖でH国潜水艦の発する魚雷により沈没し、護衛艦に助けられた。Fにて約1か月、内地行き便船を待ち、同年12月17日に帰国できたが、船員保険の被保険者加入記録が、同年7月24日から同年8月1日までの1か月しかないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

船員保険被保険者台帳から、申立人は一等運航士として、A会管理下のB社の船舶Dに乗り込む海員であり、昭和19年7月24日に船員保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、出典「H国公式記録」によると、潜水艦I号は、昭和19年11月\*日に、船舶Dを轟沈したと記載されている。

さらに、申立人から提出された共著では、昭和19年7月に船舶Dに乗船し、同年11月\*日に魚雷により轟沈等、当時の状況が詳細に記述されている。

加えて、船員保険法（昭和14年法律第73号）の第12条には、「被保険者は、死亡した日又は船員として船舶所有者に使用されなくなるに至った日の翌日（その事実があった日に更に前条に該当するに至ったときはその日）から、被保険者の資格を喪失する。」と規定されている。

これらのことから、申立人は昭和19年11月\*日にG沖で船舶Dが沈没するまで、A会管理下のB社に継続して勤務し、船舶Dに一等運航士として乗船していたと認め

るのが相当である。

しかし、申立人の船員保険被保険者台帳にはA会管理下のB社に係る資格喪失日は記載されておらず、また、オンライン記録によると、申立人の資格喪失日は、昭和19年8月1日であることが確認できる。

このため、申立人のA会管理下のB社に係る船員保険被保険者資格の喪失に係る社会保険事務局（当時）の記録管理は適切であったとは言い難い。

これらを総合的に判断すると、オンライン記録による申立人のA会管理下のB社に係る船員保険被保険者の資格喪失日に係る記録は有効なものと認められず、H国海軍の公式記録及び申立人から提出された共著に記された詳細な記録から判断し、A会は、昭和19年11月2日に船員保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

また、昭和19年8月から同年10月までの標準報酬月額については、船員保険被保険者台帳におけるA会管理下のB社に係る記録から、55円（5等級）とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成2年9月30日から同年12月1日までの期間に係るA社における資格喪失日は、同年12月1日であると認められることから、当該期間における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、41万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成3年3月30日から同年4月1日までの期間に係るB社における資格喪失日は、同年4月1日であると認められることから、当該期間における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、36万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間のうち、平成3年12月16日から4年2月1日までの期間については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社における資格取得日に係る記録を3年12月16日に、資格喪失日に係る記録を4年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年7月27日から同年12月1日まで  
② 平成2年9月30日から同年12月1日まで  
③ 平成3年3月30日から同年4月1日まで  
④ 平成3年12月16日から7年7月1日まで

Cグループ内の各事業所に勤務していた各申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。グループ内での異動はあったが、継続して勤務しており、退職証明書及び給与明細書等を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、雇用保険の加入記録、申立人から提出されたCグループ企業の中核であるC社発行の退職証明書から、申立人は平成2年11月30日までA社に継

続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成2年10月31日以降の同年12月25日付けで、同年10月の標準報酬月額の時定決定の記録がさかのぼって取り消されるとともに、申立人の同社における資格喪失日は同年9月30日と記録されていることが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本では、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日に法人であることが確認できることから、平成2年10月31日において同社が厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日及び標準報酬月額について、さかのぼって処理を行う合理的な理由は無く、当該処理について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日を平成2年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出たとおり、41万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間③について、雇用保険の加入記録及び上記退職証明書から判断すると、申立人は平成3年3月31日までB社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成3年3月30日以降の同年10月8日付けで、申立人の資格喪失日が同年3月30日にさかのぼって訂正されている記録が確認できる。

また、B社の商業登記簿謄本では、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日に法人であることが確認できることから、平成3年3月30日において同社が厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日について、さかのぼって処理を行う合理的な理由は無く、当該処理について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日を平成3年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、36万円に訂正することが必要である。

- 3 申立期間④について、申立人はCグループ企業のうち、D社、A社、E社又はC社のいずれかに勤務していたと申し立てしているところ、平成3年12月16日から4年2月1日までの期間は、雇用保険の加入記録、上記退職証明書及び申立人から提出されたA社名の給与支給明細書により、Cグループ内の事業所に勤務し、厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

一方、A社は平成2年10月31日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の取締役のうち一人は死亡、一人は「同社に在籍したことはない。」と供述しており、従業員は「同社は親会社であるC社が支配していた。」と供述している。

これらのことから、申立期間④のうち、平成3年12月16日から4年2月1日までの期間については、Cグループ企業の中核であるC社において厚生年金保険の被

保険者とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額、給与支給明細書において確認できる保険料控除額から44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、C社は既に適用事業所とはなっていない上、このほかに確認できる関連資料等はないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成3年12月及び4年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間④のうち、平成4年2月1日から7年7月1日までの期間について、雇用保険の加入記録及び上記退職証明書からCグループ企業のいずれかに勤務していたことがうかがえるが、申立人は上司や同僚の氏名を記憶していないこと及び当時の社会保険担当者の連絡先も不明であることから勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない上、給与明細書等の資料も無い。

4 申立期間①について、申立人は、F社に勤務していたと申し立てしているところ、上記退職証明書から判断すると、申立人が申立期間においてF社に勤務していたことがうかがえるが、雇用保険の加入記録では被保険者となっておらず、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人に係る資格喪失届が昭和59年8月30日に受け付けられ、健康保険被保険者証を返納されている旨の記載があることが確認できる。

また、F社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、人事記録等の資料も無いことから申立期間①における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び申立期間④のうち平成4年2月1日から7年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和43年9月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社（現在は、D社）における資格取得日に係る記録を昭和43年9月1日に、資格喪失日に係る記録を43年11月11日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正7年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年8月31日から同年9月1日まで  
② 昭和43年9月1日から同年11月11日まで

A社B工場に勤務した期間のうち、申立期間①及びC社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。A社B工場からC社設立のため同社に異動したが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の記録及びA社から提出された人事記録により、申立人が同社B工場に昭和43年8月31日まで勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和43年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 43 年 9 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 8 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 8 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、A社から提出された人事記録、C社の複数の従業員の証言及びD社の回答から判断すると、申立人が昭和 43 年 9 月 1 日にA社B工場からC社に異動し、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 43 年 12 月 1 日と記録されており、申立期間②は厚生年金保険の適用事業所となっていないが、同社に係る商業登記簿謄本及び複数の従業員の供述から、当時の厚生年金保険法の定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

さらに、申立人と同様にA社B工場からC社に異動した元同僚が提出した申立期間②の給与明細書によると、同社において給与が支給され厚生年金保険料が控除されている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、C社において、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和 43 年 7 月の社会保険事務所の記録から、6 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 43 年 12 月 1 日であり、申立期間②は厚生年金保険の適用事業所の届出を行っていなかったことを認めていることから、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の〈申立期間〉（別添一覧表参照）の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：	} 別添一覧表参照
基礎年金番号：	
生年月日：	
住所：	

### 2 申立内容の要旨

申立期間： 〈申立期間〉（別添一覧表参照）

A会における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同会は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A会から提出された平成19年度賞与支給個人別明細書により、申立人は、〈申立期間〉（別添一覧表参照）に同協会から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、〈申立期間〉（別添一覧表参照）に係る標準賞与額については平成19年度賞与支給個人別明細書において確認できる保険料控除額から、〈



標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 2 月 24 日に＜申立期間＞（別添一覧表参照）に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る＜申立期間＞（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注） 同一事業主に係る同種の案件 5 件（別添一覧表参照）

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
11912	男		昭和18年生		平成19年7月6日	148万8,000円
11913	男		昭和28年生		平成19年7月6日	148万8,000円
11914	女		昭和24年生		平成19年7月6日	148万8,000円
11915	女		昭和28年生		平成19年7月6日	148万8,000円
11916	女		昭和38年生		平成19年7月6日	148万8,000円

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和38年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月1日から同年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが同社に継続して勤務していた。転勤の辞令を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された人事記録及び申立人から提出された辞令から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和38年4月1日にA社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和38年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、在籍中の社員の社会保険料納付を一定期間のみ行わないことはあり得ないため納付をしたと考えられるとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和42年2月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：女  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和23年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和42年2月1日から43年2月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。自分が保有する厚生年金保険被保険者証には「初めて資格を取得した年月日」が昭和42年2月1日と記載されているので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に勤務していた従業員の供述から判断すると、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが推認できる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿には、申立人の同社における資格取得日は昭和43年2月1日と記録されているが、申立人に係る厚生年金保険手帳記号番号払出簿及び申立人が保有する社会保険事務所（当時）が交付した厚生年金保険被保険者証に記載されている資格取得日は42年2月1日と記録され、当該資格取得日に訂正の形跡は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和42年2月1日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社における昭和43年2月の社会保険事務所の記録から、1万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和 55 年 2 月 1 日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については 15 万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月 30 日から 55 年 2 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和 54 年 10 月 30 日の後の 55 年 2 月 5 日付けで、当初記録されていた同年 2 月 1 日の資格喪失日を取り消され、さかのぼって 54 年 10 月 30 日と記録が訂正されていることが確認できる上、同社においては、申立人と同様、事業主及び 6 名の従業員の資格喪失日もさかのぼって訂正されていることが確認できる。

また、申立人に係る雇用保険被保険者記録及び申立人から提出された昭和 55 年分の給与所得の源泉徴収票により、申立人が申立期間において、A社に継続して勤務していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人について、昭和 54 年 10 月 30 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失する旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失に係る訂正処理は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、事業主が当初届け出た 55 年 2 月 1 日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、訂正前の社会保険事務所の記録から、15 万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を、平成3年12月から4年1月までは30万円、同年2月から5年10月までは50万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を、50万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年12月1日から5年11月30日まで  
② 平成6年2月1日から同年9月30日まで

A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②について、標準報酬月額が実際に支給されていた給与に見合う標準報酬月額よりも大幅に低い。両社には取締役で勤務していたものの、社会保険の届出事務には関与していなかったため、申立期間①及び②の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成5年11月30日）より後の平成5年12月17日付けで、申立人を含む5名について標準報酬月額が減額訂正されており、申立人の場合、当初、3年12月及び4年1月は30万円、同年2月から5年10月までは50万円と記録されていたものが、8万円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本では、申立人は同社がB社に商号変更した平成5年7月14日以降の7年3月20日まで、申立期間①において同社の取締役であったことが確認できる。

しかし、A社の代表取締役及び同社の経理担当者は、申立人は、一般事務の仕事をしており、社会保険の届出事務には関与していなかった旨供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該減額訂正処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、申立期間①において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年12月及び4年1月は30万円、同年2月から5年10月までは50万円に訂正することが必要である。

申立期間②については、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成6年9月30日）より後の平成6年10月5日付けで、申立人を含む4名について標準報酬月額が減額訂正されており、申立人の場合、当初、同年2月から同年8月までは50万円と記録されていたものが、8万円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

一方、B社の商業登記簿謄本では、申立人は申立期間②において同社の取締役であったことが確認できる。

しかし、B社の代表取締役及び経理担当者は、申立人は、一般事務の仕事をしており、社会保険の届出事務には関与していなかった旨供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該減額訂正処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、申立期間②において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成6年2月から同年8月までは50万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間における標準報酬月額に係る記録を、平成18年12月から19年6月までは15万円、同年7月から同年11月までは22万円、同年12月から20年4月までは17万円、同年5月は15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月1日から20年6月10日まで

A社に勤務した申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違している。同社では取締役で勤務したが厚生年金保険の届出手続には関与していなかったので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る年間賃金台帳及び給与明細書により、申立人は、申立期間に、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準報酬月額については、上記年間賃金台帳及び給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬額から、平成18年12月から19年6月までは15万円、同年7月から同年11月までは22万円、同年12月から20年



4月までは17万円、同年5月は15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、上記年間賃金台帳及び給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬額に見合う標準報酬月額とオンラインに記録されている標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主がオンライン記録どおりの標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和56年3月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年12月1日から56年3月31日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の従業員の供述から、申立人は、昭和56年3月30日まで同社に勤務していたことが認められる。

また、A社の元営業部長は、「昭和56年2月ごろから社長に代わって自分が当社の清算業務を行った。申立人の申立期間における給与から厚生年金保険料を控除していた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和55年11月の事業所別被保険者名簿の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡しているため、確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（昭和34年4月20日）及び資格取得日（昭和34年9月1日）を取り消し、同年4月から同年8月までの標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を同年7月1日に訂正し、同年7月から同年9月までの標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年4月20日から同年9月1日まで  
② 昭和35年7月1日から同年10月1日まで

厚生年金保険の記録によれば、申立期間①及び②の加入記録が無い。A社及びB社には昭和32年2月1日から36年9月20日まで継続して勤務していたので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社が契約する会社の社員食堂で調理師として勤務しており、当該期間の勤務場所はC町に所在するD社の社員食堂であったとしているところ、申立人が供述する当時の出来事と当時の時事記録が合致している上、申立人はD社の社員食堂で勤務していた者のみが知り得る事実を述べており、当該事実について、当該期間にD社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している従業員37人に照会したところ、そのうち3人の従業員が、申立人の記憶する事実を裏付ける回答をしていることから、申立人の証言の信ぴょう性は高いものと認められ、申立人が当該期間に同社の社員食堂で勤務していたものと推認される。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、当該期間に同社E支店に勤務し、申立人と同一の業務に従事していた従業員15人の被保険者

記録を調査したところ、当該期間に厚生年金保険の被保険者資格をいったん喪失し、その後被保険者資格を再取得している従業員は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における当該期間前後の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年4月から同年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人は、当該期間の勤務場所はF市に所在するG社の社員食堂であったとしているところ、申立人を記憶している従業員が同社で申立人と一緒に勤務していたとしており、申立人は当該期間においてB社で勤務していたことが推認できる。

また、オンライン記録及び従業員の供述から、A社E支店で勤務していた従業員を同社本社で一括して社会保険に加入させていたが、昭和35年6月3日に同社同支店がB社として設立されたことに伴い、A社E支店の従業員を同年7月1日付けで資格喪失させる一方、B社は同年10月1日付けで適用事業所になっており、上記従業員を同日付けで資格取得させていることから、A社E支店からB社に事業所が変更された従業員の厚生年金保険被保険者期間には、3か月間の空白期間が生じたものであると推認できる。

そこで、B社の新規適用時に厚生年金保険被保険者となっている従業員38人に照会したところ、28人から回答があり、そのうち23人が、同社が適用事業所になる以前から同社に勤務していたとしている。

さらに、申立人と同一の勤務形態であり、同一の業務であったとする上記の従業員一人から提出されたB社の給与明細書により、当該従業員は当該期間について、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できることから、申立人についても同様に、当該期間において同社の事業主により厚生年金保険料が控除されていたものと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、同僚の当該期間における給与明細書に記載のある厚生年金保険料の控除額と、A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載のある当該同僚の資格喪失時の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の

控除額は一致することから、申立人についても同社における資格喪失時である昭和35年6月の標準報酬月額である1万4,000円とすることが妥当である。

一方、B社は、当該期間において厚生年金保険の適用事業所としての記録は無いが、上記の従業員23人が、同社が適用事業所になる以前から同社に勤務していたことから、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該期間において、B社が適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和24年7月1日、資格喪失日は25年5月22日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から25年5月22日まで  
A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い。同社に勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している複数の上司に係るA社における厚生年金保険被保険者記録及び同社に係る申立人の詳細な記憶から判断すると、時期は特定できないが、申立人は同社に勤務していたことがうかがえる。

また、オンライン記録によると、申立人と同姓同名及び申立期間当時、申立人が誤って認識していた生年月日で記録された厚生年金保険被保険者記録が確認できるとともに、当該被保険者資格の取得日は昭和24年7月1日、喪失日は25年5月22日と記録され、当該期間において未統合の記録が確認できる。

一方、B年金事務センターによると、上記未統合の厚生年金保険被保険者記録が登録された年金手帳記号番号を払い出した事業所名はC社とされているが、同社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿から、当該年金手帳記号番号及び申立人の記録を確認することはできない。

また、オンライン記録から、A社で昭和24年4月1日以降に厚生年金保険被保険者資格を取得した従業員が複数いることが確認できるところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、昭和31年11月10日以降の被保険者記録しか確認することができず、当該従業員及び同社の厚生年金保険の新規適用日を確認することができない。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳では、申立人が誤って認識した生年

月日で、昭和 29 年 3 月 1 日以降の被保険者記録が登録されていることが確認できるが、オンライン記録で確認できた上記未統合の被保険者記録を確認することはできない。

以上のことから、オンライン記録における申立人と同姓同名及び申立期間当時申立人が誤って認識していた生年月日で記録された未統合の厚生年金保険被保険者記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は申立人がA社において、厚生年金保険被保険者の資格を昭和 24 年 7 月 1 日に取得し、25 年 5 月 22 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 24 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間については、当該期間当時、A社に勤務した複数の従業員に照会したが、申立人の入社時期を覚えておらず、申立人と同様高校卒業後に同社に入社した従業員は、「同社では3か月程度の試用期間があったのかもしれない。試用期間中の保険料控除については覚えていない。」旨供述している。

なお、A社は既に適用事業所ではなくなっており、当時の代表者は死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができなかった。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額を平成6年9月から9年12月までの期間は24万円、10年1月から12年12月までの期間は26万円、13年1月から同年8月までの期間は30万円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年9月1日から13年9月16日まで  
A社に勤務した申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与支給月額に相当する標準報酬月額と異なっている。正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、平成6年9月から12年6月までの期間は9万8,000円及び同年7月から13年8月までの期間は20万とそれぞれ記録されている。このため、申立人は、平成9年、10年、11年及び12年分の給与所得に係る源泉徴収票並びに同年9月から13年9月分までの期間に係る給与明細書を提出し、申立期間に係る標準報酬月額がこれらの資料と異なっているため、正しい記録に訂正してほしいと主張しているものである。また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録の訂正及び保険給付については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。
- 2 申立人の申立期間のうち、平成6年9月から8年12月までの期間については、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料の控除額を確認できる資料を提出していないものの、B社が提出した申立人に係る預金口座取引明細書により、当該期間のうち、平



成6年12月、7年1月及び同年7月から8年12月までの期間において、月に26万円以上の給与がA社から申立人に振り込まれていることが確認できる。

また、当委員会において既にあっせんが行われているA社の同僚が提出した当該同僚が同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した月である平成8年6月の給与明細書によれば、同年同月の報酬額（給与支給月額）に基づく標準報酬月額及び厚生年金保険料の控除額に基づく標準報酬月額はいずれも26万円であるが、オンライン記録における当該同僚の同年同月に係る標準報酬月額は9万8,000円と記録されていることが確認できる。

- 3 申立人の申立期間のうち、平成9年1月から12年8月までの期間については、申立人が提出した平成9年、10年、11年及び12年分の給与所得に係る源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額を基に算出した標準報酬月額は、9年1月から同年12月までの期間は24万円、10年1月から12年8月までの期間は26万円であると推認できる。
- 4 申立人の申立期間のうち、平成12年9月から13年8月までの期間については、申立人が提出した当該期間に係る給与明細書における厚生年金保険料控除額を基に算出した標準報酬月額は、12年9月から同年12月までの期間は26万円、13年1月から同年8月までの期間は30万円であることが確認できる。
- 5 以上のことを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額については、i)平成6年9月から9年12月までの期間は、前述の同僚と同様に、A社が実際に控除した額よりも低い標準報酬月額の届出を行っていたものと推認でき、かつ、同年の源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額及び前述の預金口座取引明細書における給与振込額などから推定することにより24万円に、ii)10年1月から12年12月までの期間は、申立人が提出した源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額により26万円に、iii)13年1月から同年8月までの期間は、給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額により30万円にそれぞれ訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「当時の資料が保存されていないことから不明である。」と回答しているが、給与明細書などにおいて確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書などで確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行うことができず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和 51 年 7 月 1 日に申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を、同年 9 月 6 日に同資格を喪失した旨の届出をそれぞれ社会保険事務所（当時）に行ったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格の取得日に係る記録を昭和 51 年 7 月 1 日に、同資格の喪失日に係る記録を同年 9 月 6 日にそれぞれ訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間における標準報酬月額については、昭和 51 年 7 月は、20 万円、同年 8 月は 24 万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 5 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 7 月 1 日から同年 9 月 6 日まで

A社に勤務した申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は、同社において事務合理化のために編成されたプロジェクトチームで勤務しており、給与から厚生年金保険料を天引きされていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録及び申立人が提出した辞令書により、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、B基金加入員台帳により、申立人は、A社において、昭和 51 年 7 月 1 日に資格を取得し、同年 9 月 6 日に資格を喪失したことが確認できる。

さらに、A社に対し、B基金と社会保険事務所への届出の方法について確認したところ、同社の人事労務担当者は、「申立期間当時は厚生年金保険とB基金への届出は、複写式の用紙を使用していたと思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、昭和 51 年 7 月 1 日に申立人がA社における厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を、同年 9 月 6 日に被保険者資格を喪失した旨の届出をそれぞれ社会保険事務所に行ったと認められる。

加えて、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のB基金加入員台帳の記録から、昭和 51 年 7 月は 20 万円、同年 8 月は 24 万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C出張所（後にD支店に名称変更）における資格取得日に係る記録を昭和33年2月15日、資格喪失日に係る記録を同年5月19日とし、同社D支店における資格取得日に係る記録を同年5月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年2月15日から同年6月16日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された在籍証明（人事マスターリスト）及び同社の「正社員の給与計算においては特定の期間、厚生年金保険料を控除していないとは考えられない。控除していた可能性が大きい。」との回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社E製作所から同社C出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る異動日については、上記在籍証明に異動日の記載が無く不明であるが、A社へ申立人と同じ昭和32年11月1日に入社し、同社E製作所で一緒に実習を受けた同僚が「33年2月15日に申立人と一緒に異動した。」と供述していることから、昭和33年2月15日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社D支店における昭和33年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格の取得及び喪失に係る届出

を行ったにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 33 年 2 月から同年 5 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を50万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月1日から3年6月15日まで

A社の共同代表取締役として勤務した期間及び役員退任後に勤務した申立期間の標準報酬月額が、同社を退職した後に減額されている。

標準報酬月額の減額訂正が行われた平成4年4月には、A社とは何ら関係が無かったため、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成3年9月30日より後の4年4月24日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初記録されていた50万円から14万2,000円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本により、申立人は平成3年4月30日に、同社の共同代表取締役を退任していることが確認できる上、オンライン記録により、標準報酬月額の減額訂正が行われた4年4月24日には、別の会社で厚生年金保険に加入していることから、標準報酬月額の当該減額訂正処理には関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の標準報酬月額についてさかのぼって減額訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た50万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち昭和 60 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 までの期間について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日に係る記録を昭和 60 年 1 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 15 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 12 月から 60 年 4 月 1 日まで

A 社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和 59 年 12 月から営業として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された A 社代表取締役名の昭和 60 年 1 月度分及び同年 3 月度分の「三百万突破賞」の封筒の写し及び同社の従業員が同封筒について「昭和 60 年 1 月及び同年 3 月の営業成績の祝い金である。」と供述していること、申立人と同じ同年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している従業員が、「申立人は、自分よりも先に同社に入社していた。」と回答していることから、申立人が同年 1 月 1 日から同社に勤務していたことが推認できる。

また、A 社の複数の従業員は、「同社における入社日と厚生年金保険の加入日は一致している。」と供述していることから、同社では、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させて、厚生年金保険料を控除していたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 60 年 4 月の社会保険事務所（当時）の記録から、15 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答は無いが、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日が雇用保険の記録における被保険者資格取得日と同日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が昭和 60 年 4 月 1 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 1 月から同年 3 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち昭和 59 年 12 月から 60 年 1 月 1 日までの期間については、A 社における当該期間の給与明細書や上記祝い金の封筒などの資料が無いため、申立人の当該期間に係る勤務について確認することができない。

また、A 社の事業主に照会したが、回答が無いため、同社の事業主から申立人の当該期間の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が主張していた A 社の複数の元同僚に照会したが、申立人の同社への入社日を記憶している者はいないため、元従業員から申立人の当該期間の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 11939

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、44万円であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から9年10月1日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が厚生年金基金及び健康保険組合の記録と相違しているため、正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が加入するB厚生年金基金の加入員記録及びC健康保険組合の標準報酬月額改定(決定)通知により、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、その主張する44万円と記録されていることが確認できる。

また、A社の総務担当者は、「申立期間当時、厚生年金保険、厚生年金基金及び健康保険組合への各種届出様式は複写式であり、基金経由で社会保険事務所(当時)と健康保険組合に届出を行っていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者資格取得日に係る記録を昭和63年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年12月1日から平成元年2月1日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の給与支給明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書から、申立人は、昭和63年12月1日からA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録では、A社は、平成元年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できるが、同社から提出された昭和63年12月2日付けの「労働保険関係成立届」により、同社では申立期間当時、常時従業員を使用しており、当時の厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資料が無いため不明としているが、申立期間当時、A社は厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B劇場における資格取得日に係る記録を昭和23年6月1日に、資格喪失日に係る記録を24年9月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を23年6月及び同年7月は600円、同年8月から24年4月までの期間は900円、同年5月から同年8月までの期間は2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社C劇場における資格取得日に係る記録を昭和25年5月10日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

さらに、申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社C劇場における資格喪失日に係る記録を昭和29年4月1日に訂正し、申立期間③の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正9年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和23年6月1日から24年9月1日まで  
② 昭和25年5月10日から同年6月1日まで  
③ 昭和29年3月15日から同年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①、②及び③の厚生年金保険の加入記録が無い。同社及び関連事業所には、申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録、申立人が保管していたA社の辞令、同社作成の社史の記載及び同社B劇場の従業員の供述等から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和23年6月1日にA社本社から同社B劇場に異動、24年9月1日に同社同劇場から同社D劇場に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和23年4月1日付け及び24年4月1日付けの上記辞令に記載されている報酬額から判断して、23年6月及び同年7月は600円、同年8月から24年4月までは900円、同年5月から同年8月までは2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かは不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和23年6月から24年8月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、雇用保険の加入記録、A社作成の社史の記載及び同社D劇場の従業員の供述等から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和25年5月10日にA社D劇場から同社C劇場に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社C劇場における昭和25年6月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かは不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立期間②に係る申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

3 申立期間③について、雇用保険の加入記録、A社作成の社史の記載及び同社E支社の従業員の供述等から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和29年4月1日にA社C劇場から同社E支社に異動）、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のA社C劇場における昭和29年2月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かは不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立期間③に係る申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を5万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和43年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間③について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和48年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月1日から同年9月30日まで  
② 昭和43年9月30日から同年10月1日まで  
③ 昭和48年3月25日から同年4月1日まで

A社に勤務した申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違しており、また、同社及び子会社のC社に勤務した期間のうち、申立期間②及び③の加入記録が無い。各申立期間の給料明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人が所持している昭和43年4月分から同年8月分までの給料明細書の報酬額及び保険料控除額から、申立人は、その主張する標準報酬月額（5万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料等が保管されていないことなどから不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②については、申立人が所持している給料明細書、B社が保管する在籍証明書及び回答から、申立人がA社及び関連会社のC社に継続して勤務し（昭和43年10月1日にA社からC社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給料明細書の報酬額及び保険料控除額から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和43年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間③については、申立人が所持している給料明細書、B社が保管する在籍証明書及び回答から、申立人がC社及びA社に継続して勤務し（昭和48年4月1日にC社からA社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給料明細書の報酬額から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA庁における資格取得日に係る記録を昭和24年1月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正14年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和24年1月31日から同年3月1日まで

A庁に勤務していた期間のうち申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B省C局が保管している申立人の履歴書及び申立人から提出された辞令から判断すると、申立人は、A庁に継続して勤務し（昭和24年1月31日にA庁D支局からA庁に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA庁における昭和24年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、6,600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A庁は既に廃止されているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和45年7月21日、資格喪失日に係る記録を46年1月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月21日から46年1月30日まで  
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に正社員として勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びに申立人が記憶していた複数の同僚及びA社に係る事業所別被保険者名簿から申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員の供述から判断すると、申立人は、申立期間当時、同社に勤務していたことが認められる。

また、上記複数の同僚は、いずれも、A社において申立人と同一職種の社員であった旨供述しているところ、いずれも、上記被保険者名簿において申立期間に厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する。

さらに、上記複数の従業員のうち一人は、「A社への入社に際し、当時、同社の従業員は全員が正社員であったため、代表者の依頼により、正社員として同社に入社することとなった。また、自分の場合、入社と同時に厚生年金保険に加入した。」旨供述している。

加えて、上記被保険者名簿から申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる、A社の当時の代表者の子（後に取締役）は、「申立期間当時、当社では、従業員全員を厚生年金保険と雇用保険に一体として同時に加入させていたことから、申立



人についても同様に取り扱い、厚生年金保険料を給与から控除していたはずである。」と供述しているところ、雇用保険の記録では、申立人の同社における被保険者資格取得日が昭和45年7月21日、離職日が46年1月29日であることが確認できる。

これらのことから、申立人は、A社において雇用保険の被保険者資格を取得した昭和45年7月21日に、厚生年金保険にも同時に加入したものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同一職種の従業員の標準報酬月額の記録等から判断すると、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録では、A社は平成12年4月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、同社の当時の代表者及び社会保険事務担当者はいずれも死亡しているため、保険料を納付したか否かについて確認することはできない。しかし、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）がこれらの届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所に対して、申立人に係る資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年7月から同年12月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和40年5月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月17日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に支店間の異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出のあった「職歴証明書」（B社が作成）、B社から提出のあった申立人に係る人事記録及び事業主の回答から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し（昭和40年5月17日にA社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和40年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が残っていないため保険料を納付したか否かについては不明としており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録を、平成18年10月から19年1月までの期間は15万円、同年2月から同年11月までの期間は26万円、同年12月から20年6月までの期間は17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年10月1日から20年7月1日まで

A社に勤務した申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違している。厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる当時の給与明細書等を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額は9万8,000円と記録されているところ、申立人から提出のあった申立期間に係る給与明細書、申立人が居住している市から提出のあった、申立人の申立期間に係る給与支払報告書等により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成18年10月から19

年1月までの期間は15万円、同年2月から同年11月までの期間は26万円、同年12月から20年6月までの期間は17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届」において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額が9万8,000円と記載されていることから、事業主が9万8,000円を申立人の標準報酬月額として社会保険事務所（当時）に届け出たことが認められる。その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日は、昭和55年8月21日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、26万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月21日から同年8月21日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に支店間の異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出のあった「職歴証明書」（B社が作成）及びB社が保管する申立人に係る人事記録に基づく回答から判断すると、申立人は、申立期間当時、A社C支店に勤務していたことが認められる。

また、D企業年金基金から提出のあった、社会保険事務所（当時）の記録と厚生年金基金（当時）の記録との突合等の状況に係る資料によると、申立人のA社C支店における厚生年金基金の資格喪失日は、当初、昭和55年8月21日と記録されていたが、厚生年金基金の代行返上時に、社会保険事務所の記録と不一致となったことから同年7月21日に訂正されたことが確認できる。

さらに、B社の回答等から判断すると、A社では、申立期間当時、社会保険事務所及び厚生年金基金への被保険者資格の得喪の届出においては、複写式の届出様式を使用していたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和55年8月21日に、A社C支店における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を、事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、昭和55年7月の標準報酬月額については、厚生年金基金及び申立人のA社C支店における同年6月の社会保険事務所の記録から、26万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和24年6月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年6月18日から同年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に本店支店間の異動はあったが、厚生年金保険料は給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出のあった永年勤続に係る感謝状（D社が作成及び交付）、B社から提出のあった申立人に係る人事記録及び事業主の回答から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し（昭和24年6月18日にA社本店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和24年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が残っていないため保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和31年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月1日から同年5月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に支店間の異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出のあった申立人に係る在籍証明書、同社が保管する申立人に係る人事記録に基づく回答及び申立人が記憶していた二人の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し（昭和31年4月1日にA社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和31年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本店における資格取得日に係る記録を昭和27年1月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年1月25日から同年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に本店支店間の異動はあったが、継続して勤務しており、厚生年金保険料は給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出のあった申立人に係る社員台帳及び事業主の回答等から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し（昭和27年1月25日に同社C支店から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和27年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が残っていないため保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和27年7月1日）及び資格取得日（昭和27年9月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年7月1日から同年9月1日まで

厚生年金保険の記録によると、A社における被保険者期間のうち、申立期間の被保険者記録が無い。同社には継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において昭和24年5月1日に厚生年金保険の資格を取得し、27年7月1日に資格を喪失後、同年9月1日に同社において再度資格を取得しており、同年7月及び同年8月の申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、同僚（後に代表取締役）及び従業員の供述から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、上記の同僚は、「申立人は営業担当で申立期間も継続して勤務しており、申立期間の業務内容や雇用形態が変わったということは無かった。」と供述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時被保険者であった従業員16人の業務内容を調査したところ、申立人と同じ業務内容の従業員が13人確認でき、当該従業員全員の厚生年金保険の記録が申立期間において継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和27年7月及び同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年7月1日から62年10月1日まで

A社からB社C工場（現在は、D社）に異動した際の資格取得時の標準報酬月額を異動前と同額で届け出たため、申立期間の標準報酬月額が実際の給与から控除された保険料に見合う標準報酬月額より低く記録されていることが分かった。給与明細書及び源泉徴収票を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

給与明細書及び源泉徴収票から、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額（36万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、健康保険厚生年金保険被保険者資格の取得時の標準報酬月額と申立人の主張する標準報酬月額に見合う保険料との差額については納付していないと思うとしていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を18万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月25日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成15年7月25日支給の賞与明細書により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書の保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、預金口座から振替納付したと主張しているが、事業主より提出された預金通帳（写し）から、平成15年9月1日に振替納付された同年7月分の厚生年金保険料額は11万8,352円と記載されているところ、当該納付額は同年7月当時、A社において被保険者となっていた2名の標準報酬月額から算出した厚生年金保険料額の合計額と一致するものであり、申立人の標準賞与額に係る保険料を含めた金額であることは確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成2年6月から同年9月までは34万円、3年4月から同年6月までは44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年6月1日から同年10月1日まで  
② 平成3年4月1日から同年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に控除されていた厚生年金保険料額に見合った標準報酬月額ではないことが分かった。当時の給料明細書を提出するので、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の保管する給料明細書により、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、複数の従業員は、申立期間当時は経理部長と申立人が社会保険事務を担当していた旨供述している。

しかし、申立人は、「経理事務などが主な仕事であり、給与や社会保険事務関係は経理部長が行っていた。」と供述しており、これについては、申立期間当時のA社の代表取締役1名も「実質的な給与関係事務は経理部長が行っていた。」と供述していることから、申立人は社会保険事務に関与していなかったものと認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の

報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額は、給料明細書における保険料控除額から、平成2年6月から同年9月までは34万円、3年4月から同年6月までは44万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成6年2月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、事業所とは連絡が取れず経理担当者も死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和57年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年5月1日から同年6月1日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の給与明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、複数の元同僚の供述及び申立人から提出のあった給与支払明細書から、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した給与支払明細書において確認できる報酬額から、28万円とすることが妥当である。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和57年6月1日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

しかし、A社に係る商業登記簿謄本により、同社は申立期間において法人事業所であることが確認でき、複数の元同僚は、申立期間当時、同社では従業員は5人程度勤務していた旨供述していることから、同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が無く不明としているが、申立期間において、A社は適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用事業所としての届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和38年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和11年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年1月1日から同年3月1日まで

A社で勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の給料支払明細書及び退職金支給明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出のあった給料支払明細書及び退職金支給明細書により、申立人が申立期間にA社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書の保険料控除額から、2万8,000円とすることが妥当である。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和38年3月1日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

しかし、A社に係る商業登記簿謄本により、同社は申立期間において法人事業所であることが確認できる。

また、申立人及び当時の経理部社員は、「A社は、B社が組織変更した会社であり、

申立期間も継続して勤務していた。」と回答しているところ、B社に係る事業所別被保険者名簿から、申立人と同様に同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和 38 年 1 月 1 日に同社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、A社において同年 3 月 1 日に被保険者資格を取得している者が申立人を含め 11 人確認できることから、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散し、当時の事業主も死亡していることから、同社における厚生年金保険の取扱いについて確認することができないが、申立期間において、同社は適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用事業所としての届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 5 月 7 日から同年 9 月 5 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社（現在は、B 社）C 工場における資格喪失日に係る記録を 38 年 9 月 5 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 3 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 3 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月 7 日から 44 年 12 月 19 日まで

A 社 C 工場に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は同社の海外現地法人に勤務し、その証明として退職所得の源泉徴収票を提出するので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった退職所得の源泉徴収票及び B 社から提出のあった人事記録の写しから、申立人は申立期間に海外現地法人も含め、A 社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、B 社から提出のあった人事記録の写しから、昭和 38 年 5 月 6 日から同年 9 月 4 日までの期間は同社の海外現地法人への出向期間であり、同年 9 月 4 日に当該出向を退職扱いに切り替えた処理がなされたことが確認できる。

また、B 社の人事担当者は、「当時の厚生年金保険に係る取扱いは、出向期間中は厚生年金保険の被保険者とし、保険料についても給与から控除していた。また、海外赴任時は身分を出向から退職扱いに切り替え、退職扱い期間中は厚生年金保険の被保険者としておらず、保険料も給与から控除していなかった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 5 月 7 日から同年 9 月 5 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の昭和 38 年 4 月の社会保険事務

所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、資料が無く不明としているが、B社から提出のあった人事記録の写しでは、昭和38年5月6日に海外現地法人へ出向した旨の記載があり、当該出向日である同年5月6日は社会保険事務所（当時）では知り得ない日付であることから、事業主は翌日の同年5月7日を資格喪失日として届出を行っており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年5月から同年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和38年9月5日から44年12月19日までの期間について、B社の人事担当者は、「退職扱い期間中は厚生年金保険の被保険者としておらず、保険料も給与から控除していなかった。」と供述している。

また、申立人が記憶している海外に赴任した同僚6人のうち、確認の取れた3人はいずれも海外勤務中は厚生年金保険の被保険者となっていないことが確認でき、そのうち一人は、「海外勤務期間中は厚生年金保険に加入させないと会社から言われた。」と供述している。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和54年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年10月31日から同年11月1日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業所の従業員台帳から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（A社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社の辞令書によれば、昭和54年10月21日と記録されているが、同社では辞令発令日と実際の異動日（昭和54年11月1日）にずれが生じ、同社B工場における資格喪失日を同年10月31日と届け出たため、厚生年金保険の資格得喪の手续の際に1か月の空期間が発生したと思われる旨回答していることから、同社同工場における資格喪失日を同年11月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和54年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の資格喪失の届出を誤ったとしていることから、事業主が昭和54年10月31日をA社B工場における資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料

を還付した場合を含む。) 、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間②について、A社における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は、昭和44年11月2日であると認められることから、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者資格の喪失日に係る記録を同年11月2日に訂正し、同年8月から同年10月までの期間に係る標準報酬月額については、6万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間③について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における厚生年金保険の被保険者資格の取得日に係る記録を昭和47年7月20日に訂正し、申立期間③の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年5月27日から同年7月1日まで  
② 昭和44年8月31日から同年12月4日まで  
③ 昭和47年7月20日から同年8月15日まで

C社で勤務した申立期間①、A社で勤務した申立期間②及びB社で勤務した申立期間③に係る厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの申立期間の給与明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間②について、雇用保険の記録から、申立人が当該期間のうち、昭和44年11月1日までA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人は同社において昭和44年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年8月31日に資格を喪失したことが記録されているが、当該資格喪失に係る処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年8月31日より後の同年12月5日付けで行われており、同日には、申立人を含む15人の資格喪失処理がさかのぼって行われていることが確認できる。

さらに、上述の事業所別被保険者名簿によると、昭和44年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した3人の資格喪失日を、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年8月31日より後の同年12月5日付けで、同年8月31日に訂正する処理がさかのぼって行われていることが確認できる。

加えて、上述の事業所別被保険者名簿によると、A社は、昭和44年8月30日付け及び上記の同年10月1日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年8月31日より後の同年9月9日及び同年10月22日に、それぞれ社会保険事務所（当時）へ提出していることが認められ、かつ、同社の商業登記簿謄本により、同社は49年12月\*日に解散していることが確認できることから、44年8月31日において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は認められない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の喪失に係る処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、当該処理は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日を雇用保険の離職日の翌日である昭和44年11月2日に訂正することが必要である。また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における同年7月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、昭和44年11月2日以降の期間については、申立人は、A社における同年11月分の給与明細書を保有しておらず、また、同社の当時の経理責任者も既に死亡していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間③について、B社は、「申立人の在籍期間は、申し立てている期間に相違ない。」と回答しており、申立人の申立期間③における勤務は確認できる。

また、D健康保険組合が保管する規約変更書及び規約変更理由書によると、B社は、昭和47年7月20日に同健康保険組合に事業所編入したことが確認できる。

さらに、申立人から提出された昭和47年8月分の給与明細書で、同年7月の健康保険料及び厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

加えて、B社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和47年8月15日と記録されており、当該期間は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できるものの、同社の商業登記簿謄本によると、同社は、同年7月20日に設立されたことが確認でき、D健康保険組合の回答か



ら、当時、常時5人以上の従業員がいたことが推認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険の被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のB社における厚生年金保険の被保険者資格の取得日に係る記録を昭和47年7月20日に訂正することが必要である。また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人から提出された申立人の同年8月分の同社における給与明細書において確認できる保険料控除額から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、不明としているが、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に厚生年金保険の適用事業所となるための届出を行っていないと認められることから、申立人の申立期間③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 一方、申立期間①について、雇用保険の離職日は、昭和44年5月29日と記録されており、申立人の同年5月30日以降の勤務が確認できない。

また、C社は、昭和45年3月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主の連絡先は不明であり、また、当時の会計責任者は既に死亡していることから、申立期間①における申立人の勤務実態及び保険料控除の有無について確認することはできない。

さらに、申立人から提出されたC社における昭和44年5月分の給与明細書の労働日数欄には「自4月21日至5月20日」と記載されており、また、申立人は、同社における同年6月分の給与明細書を保有していないことから、同社に係る事業所別被保険者名簿で申立人と同じ同年5月27日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している12人に、給与明細書など保険料控除が確認できる資料の有無を確認したが、保有している者はいなかった。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和36年4月1日に訂正し、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年2月20日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人のA社における申立期間及びその前後の期間の厚生年金保険の被保険者記録によると、申立人は、同社（資格取得当時はC社、現在は、B社）において昭和30年1月5日に被保険者資格を取得し、36年2月20日に同資格を喪失した後、同年4月1日に同社の関連会社のD社（現在は、A社）において同資格を取得していることが確認できるものの、申立人の申立期間についてのA社の被保険者記録を確認することができない。

しかしながら、A社の代表者は、「A社（現在のB社）と当社の関係は、青果物の販売と仲卸の関係で、両社は一族経営であり、申立人については、両社間の異動はあっても会社を途中で辞めたり勤務形態が変わったりしたことはなく、継続して勤務していた。」と述べている。

また、申立期間及びその前後の期間に両社のどちらかにおいて厚生年金保険の被保険者期間のある従業員7人に文書照会を行ったところ、7人全員が、「申立人は申立期間に継続して勤務していた。」と回答しており、そのうち、申立人と同様に申立期間において被保険者期間の空白がある一人は、「申立人と自身は、申立期間について共に業務

内容や勤務形態に変わりはなく、継続して勤務していたので、加入記録に空白があることに心当たりは無い。」と述べている。

なお、D社に係る事業所別被保険者名簿により、同社が新たに厚生年金保険の適用事業所となった昭和36年4月1日に申立人を含む5人がD社において被保険者資格を取得していることが確認できるが、事業主及び従業員照会により判明した従業員各人の業務内容と同名簿を比較したところ、前述の5人のうち4人は仲卸にかかわっていた者であり、残りの一人は事務員であった。一方、A社で販売を専任で担当していた別の3人は同社にてそのまま被保険者期間が継続していることから、D社が新たに適用事業所となったのは、仲卸と販売の分離を目的として行われたものであり、従業員の被保険者資格の異動はそれに伴うものであったものと推認される。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和36年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間当時のA社の代表者は死亡しており、当時の社会保険担当者も所在不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成5年8月1日に、資格喪失日に係る記録を6年5月1日にそれぞれ訂正し、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月1日から6年5月1日まで  
申立期間においてA社に勤務していたことは確かであり、給与明細書から厚生年金保険料が控除されていることも明らかなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及び申立人から提出のあった給与明細書により、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、かつ、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成5年8月から6年4月までの給与明細書の報酬額又は保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

一方、事業所別被保険者名簿によれば、A社は、平成5年8月1日に適用事業所となり、その後、時期と理由は特定できないものの、「適用取消」となっているため、申立期間において適用事業所としての記録が無い。しかしながら、同社に係る商業登記簿謄本によると、同社は申立期間当時閉鎖されていないことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、適用事業所としての記録が無いことから、社会保険事務所（当時）は、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行してないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成13年2月から同年9月までの期間は53万円に、同年10月から14年7月までの期間は50万円に、同年8月から15年4月までの期間は34万円にそれぞれ訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年2月1日から15年5月1日まで  
A社における厚生年金保険の標準報酬月額が申立期間において低くなっていることを「ねんきん定期便」で知った。当時の給与額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成13年2月から同年9月までの期間が53万円、同年10月から14年7月までの期間が50万円と記録されていたものが、同年3月25日付けで遡及して9万8,000円に減額訂正の処理がされ、また、当初、随時改定に基づき同年8月から15年4月までの期間が34万円と記録されていたものが、14年10月2日付けで遡及して9万8,000円に減額訂正される処理が行われているのが確認できる。なお、同社の代表取締役及び取締役3人の計4人についても、申立人と同様に、上述の同年3月25日及び同年10月2日に標準報酬月額が遡及して減額訂正されていることが確認できる。

また、A社に係る社会保険料滞納処分票によれば、申立期間当時において同社には社会保険料の滞納があることが確認でき、事業主及び経理責任者が社会保険事務所と交渉しており、平成14年3月2日及び同年9月13日に標準報酬月額の変更に係る届け書を提出しているのが確認できる。

さらに、申立人は申立期間においてA社の取締役であったことから、同社の元代表取締役及び元取締役に文書照会を行ったところ、元代表取締役からは回答が得られなかったものの、元取締役二人は、「申立人の取締役としての担当職務はシステム開発の責任

者であり、社会保険事務に関与する立場ではなかった。」と回答していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、標準報酬月額を<sup>ふま</sup>遡及して減額訂正する合理的な理由は無く、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、平成 13 年 2 月から同年 9 月までの期間は 53 万円に、同年 10 月から 14 年 7 月までの期間は 50 万円に、同年 8 月から 15 年 4 月までの期間は 34 万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B出張所における資格取得日に係る記録を昭和27年8月1日に、資格喪失日に係る記録を同年12月21日に訂正し、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年8月1日から同年12月21日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間には、B出張所で勤務したことがあるが、厚生年金保険には加入していたはずであり、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る在籍証明書、雇用保険の加入記録及び同社の人事担当者の「当時の詳細は不明だが、申立人は正社員であり、正社員は転勤で地方に行っても社会保険に加入しており、給与から保険料は控除されていたはずである。」旨の証言から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（同社C支店から同社B出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日については、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の厚生年金保険の資格喪失日は昭和27年8月1日と記載され、被保険者資格の喪失事由として備考欄に「転勤」と記載されていることが確認できる上、申立期間当時に同社同支店に勤務していた元従業員は、「申立人は同年8月ごろD地で勤務していた。私は、後年申立人からD地勤務の苦勞した工事の話を聞いたことがある。」と回答していることから、同年8月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。



なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和27年8月から同年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和41年10月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月11日から同年11月1日まで

A社に勤務した期間のうち申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に転勤はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された辞令簿から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和41年10月11日にA社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和41年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所に対して、申立人に係る資格取得日を、昭和41年10月11日とすべきところを、同年11月1日と誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料について、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 102 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 6 月 19 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は給付に反映されない記録となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与計算結果確認資料により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、102 万 9,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成14年10月1日、資格喪失日が15年3月1日とされ、当該期間のうち同年2月28日から同年3月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年3月1日とし、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年2月28日から同年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かり、関連会社であるB社に相談した。同社は、年金事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間は年金額の計算の基礎とならない期間となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人が所持している辞令及びA社の関連会社であるB社から提出された給与支給明細書により、申立人がA社及びB社に継続して勤務し（平成15年3月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出誤りを認めて訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は昭和46年2月15日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和45年12月及び46年1月の標準報酬月額については、3万9,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月25日から46年2月ごろまで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿において申立期間当時に同社で勤務していたことが確認できる従業員の供述から、申立人は申立期間当時同社に勤務していたことが推認できる。

一方、上記名簿によると、申立人のA社における被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和45年12月25日）より後の46年2月15日付けで、さかのぼって45年12月25日と記録されていることが確認できる。

このことについて、A社の社会保険担当者は、「申立期間当時は、2か月分くらいの厚生年金保険料の滞納があった。社会保険事務所（当時）で、昭和45年12月25日以降は事業を停止しているという事実を伝えたところ、同日付けで資格喪失の手続をするように言われた。」と供述している。

なお、A社の商業登記簿謄本から、申立期間当時、同社は法人事業所であり、当時の従業員の供述から常時5名以上の従業員が勤務していたことが認められ、当時の厚生年金保険法における適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和45年12月25日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、遡及処理が行われた46年2月15日である

と認められる。

また、昭和45年12月及び46年1月の標準報酬月額は、申立人のA社における45年11月の社会保険事務所の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和25年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のD社（現在は、B社）E支店における資格取得日に係る記録を40年2月22日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月1日から同年5月1日まで  
② 昭和40年2月22日から同年3月5日まで

株式会社A社に勤務した期間のうち申立期間①及びD社に勤務した期間のうち申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①については、昭和25年4月1日に正社員として入社し、また、申立期間②について、支店間の異動はあったが、継続して勤務していたので、各申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録、B社が保管する人事調書及び社員台帳から判断すると、申立人が株式会社A社に昭和25年4月1日から勤務していたことが認められる。

また、B社は、「当社では、入社日から厚生年金保険に加入するための手続を行っていたはずであり、申立人についても入社月である昭和25年4月分から厚生年金保険料

を控除していた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の株式会社A社C支店における昭和 25 年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和 25 年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、雇用保険の加入記録及び上記人事調書等から判断すると、申立人がD社に継続して勤務し（昭和 40 年2月 22 日にD社F支店から同社E支店に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のD社E支店における昭和 40 年3月の社会保険事務所の記録から、3万6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本店における資格取得日に係る記録を昭和24年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2,400円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から同年5月1日まで

A社に勤務した期間のうち申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。同社には昭和24年4月1日から勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管する社員台帳により、申立人がA社本店に昭和24年4月1日から勤務していたことが認められる。

また、B社は、「当社では、入社日から厚生年金保険に加入するための手続を行ってはいはずであり、申立人についても入社月である昭和24年4月分から厚生年金保険料を控除していた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和24年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、2,400円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得日に係る届出誤りを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和24年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人

に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和25年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社D支店における資格取得日に係る記録を26年2月10日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 明治37年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和25年6月20日から同年7月1日まで  
② 昭和26年2月10日から同年3月11日まで

A社に勤務した期間のうち、各申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの申立期間に支店間の異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社から提出された社員台帳から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和25年6月20日にA社C支店から同社E支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、A社E支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和25年7月1日であるところ、B社では、「厚生年金保険の適用事業所となるまでは、異動前に在籍していた各支店において、厚生年金保険に加入させていたはずである。」と供述している。ま

た、A社E支店において、昭和25年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者について加入記録を確認したところ、複数の従業員が同日に同社における異動前の支店において資格を喪失していることが確認でき、事業所の回答と符合している。これらのことから、申立人のA社C支店における資格喪失日を同年7月1日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和25年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る資格喪失の届出を社会保険事務所に対して誤って提出し、申立期間①に係る厚生年金保険料について、納付していないことを認めていることから、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、上記社員台帳から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和26年2月10日にA社E支店から同社D支店に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社D支店における昭和26年3月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和48年2月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月28日から同年3月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に支店間の異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が保管する社員台帳から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和48年2月28日にA社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和48年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、D社）B支社における資格喪失日に係る記録を昭和55年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年9月30日から同年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びD社から提出された「人事台帳」等から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（A社B支社から同社C支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、D社からの回答によると、通常の場合、異動発令日は毎月1日付けとなることが多く、申立人は、昭和55年10月1日付けで異動したと考えるのが相当であるとしていることから、申立人のA社B支社における資格喪失日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における昭和55年8月の事業所別被保険者名簿の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和55年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料

に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。) 、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA法人における資格喪失日に係る記録を昭和 61 年 9 月 1 日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を 47 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 10 月 1 日から 61 年 8 月 31 日まで  
② 昭和 61 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

A法人における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が引き下げられている。給与明細書等はないが、調査して正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

また、A法人に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録がない。離職票を提出するので、申立期間②も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、雇用保険の加入記録及び同僚の供述から判断して、申立人がA法人に昭和 61 年 8 月 31 日まで勤務し、同年 8 月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準報酬月額については、A法人における昭和 61 年 8 月の事業所別被保険者名簿の随時改定に係る記録から、47 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としているが、事業主が申立人の資格喪失日を昭和 61 年 9 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 8 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 8 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付すべき保険料に充当した場合



又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①について、申立人は、A法人における厚生年金保険の標準報酬月額が、昭和60年10月の資格取得時から20万円であるのは、保険料の控除額を証明する給与明細書等はないものの、納得できないと申し立てている。

しかし、A法人は、申立期間①に係る報酬額及び厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保管しておらず、申立人の申立期間①の標準報酬月額について確認することができないと回答している。

また、A法人に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間①に被保険者記録が確認できた従業員3人は、当時の給与と標準報酬月額は整合している旨供述している。

さらに、A法人の設立に関与した会計事務所及び社会保険事務の処理を取り扱っている社会保険労務士事務所は、申立期間①当時の給与に関する書類を保存しておらず、これらの事務所から申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を40万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間②における標準賞与額に係る記録を42万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月13日  
② 平成19年7月14日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。同社では、申立期間の賞与から、厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出されたA社作成の平成18年分給与所得の源泉徴収票、給与支給明細書の一部及び申立人名義の普通預金通帳の記録により、申立人の申立期間①における賞与の総支給額が40万円であることが推認できる。

また、申立人から提出された平成18年分給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料控除額から推計できる保険料控除額及び上述で推認した賞与の総支給額と同額の賞与の支給が確認できる従業員4人から提出された給与支給明細書の記録から、申立人は申立期間①において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料及び申立人の賞与のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の申立期間①における標準賞与額については、申立人から提出された資料及び従業員から提出された上記給与支給明細書の賞与額から、40万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出せず、当該保険料を納付していないとしていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人から提出されたA社作成の平成19年7月分の賞与の支給額が記載されている給与支給明細書により、申立人は申立期間②における標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料及び申立人の賞与のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の申立期間②における標準賞与額については申立人から提出された上記給与支給明細書における賞与額から、42万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、手続を誤ったとしており、申立てに係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年12月1日に社会保険事務所に届け出ており、申立期間②に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 12 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 12 月から 40 年 3 月まで

私は、父から勧められて 20 歳のころに国民年金の加入手続を行い、市役所で国民年金保険料を納付していた。その後上京してからは、勤務先に来ていた区の集金人を通じて保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、20 歳になった昭和 36 年ごろに国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、40 年 1 月に払い出されている。

また、当該手帳記号番号払出時点で交付された年金手帳の印紙検認記録部分の申立期間該当欄には、検認印が押されておらず、申立人は、保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと説明している。

さらに、申立人の手帳記号番号払出日と同日に手帳記号番号が払い出されている兄は、昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの保険料を第 2 回特例納付により納付していることが特殊台帳及び国民年金被保険者名簿から確認でき、申立期間当時は未納であったこと、同様に同日に手帳記号番号が払い出されている妹は、20 歳になった 38 年\*月から 40 年 3 月までの保険料は未納であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年7月から55年3月まで  
私の母は、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取できないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和55年5月に払い出されていることが確認でき、当該払出時点では、申立期間の大部分が時効により納付できない期間であり、申立人は、保険料を納付していたとする母親から保険料をさかのぼって納付していたことを聞いたことはないと説明していること、母親は、高齢任意加入制度（再開五年年金）により、48年12月に自身の国民年金の加入手続をしていることなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から5年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から5年6月まで  
私の母は、時期ははっきりしないが、私の国民年金保険料の納付書が郵送されてきたのでまとめて納付してくれた。申立期間が未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとする母親は、加入手続及び保険料の納付の時期に関する記憶が曖昧である。

また、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することはできない期間であるなど、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から 63 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から 63 年 7 月まで  
私が大学を卒業して勤務していた会社が、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を給与から天引きして納付してくれていたはずである。申立期間が国民年金に未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時に勤務していた会社が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、当時、申立人が勤務していた会社は、当時の状況が不明であるが、社員の国民年金保険料を給与から天引きして納付することは通常考えられないとしている。

また、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人が所持する年金手帳には、厚生年金保険の記号番号のみが記載されており、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であること、申立人は、当該手帳以外に年金手帳を所持した記憶が無いことなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 6 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 6 月から 61 年 3 月まで

私は、国民年金に任意加入してから第 3 号被保険者になるまで、国民年金保険料を納付してきた。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続、保険料の納付額及び納付場所に関する記憶が曖昧である。

また、年度別納付状況リスト（昭和 59 年 5 月作成）及びオンライン記録により、申立人は、53 年 7 月に任意加入被保険者の資格を取得し、58 年 6 月に、資格を喪失していることが確認でき、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立期間直後の 61 年 4 月からの第 3 号被保険者資格取得の届出は平成元年 4 月に行われており、それまでは申立期間に引き続いて未加入期間とされていたことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から47年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から47年8月まで

私の母は、私が20歳になったころ、私の国民年金の加入手続を行い、私が昭和47年9月に就職するまで国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、母親から国民年金手帳を受け取った記憶は無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は、第3号被保険者資格取得のために届出が行われた時期である昭和61年10月ごろに払い出されており、申立期間当時は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、所轄年金事務所において申立期間当時の手帳記号番号払出簿を調査したが、申立人の手帳記号番号の払出記載は認められず、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 12 月から 52 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 12 月から 52 年 8 月まで  
私が学生だった昭和 51 年当時、父が私の国民年金保険料を納付してくれていた。  
申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取できないため、当時の状況が不明である。

また、オンライン記録によると、申立人が初めて国民年金の被保険者となった日は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した直後の平成 22 年 2 月 1 日となっていることから、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である上、申立人の妹も、申立人と同様に、20 歳から厚生年金保険に加入するまで国民年金に未加入であることなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は申立期間当時の年金手帳に関する記憶が曖昧であり、国民年金手帳の記号番号が当時払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年3月から43年3月までの期間及び43年6月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年3月から43年3月まで  
② 昭和43年6月から48年3月まで

私の母は、昭和41年4月ごろに私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、母親は、申立期間後の昭和48年10月に再開5年年金に加入するまで国民年金に未加入であったことなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が当時居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出されていた記録は無く、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月から同年3月まで  
私の母は、私が20歳になった平成2年\*月ごろに私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、納付状況が不明である。

また、オンライン記録によると、申立期間当時に申立人と同居していた申立人の弟も、申立人と同様に20歳到達時から大学卒業後に厚生年金保険に加入するまで国民年金に未加入である上、申立期間は未加入期間であるため、保険料を納付することができない期間であるなど、母親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時に、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、別の国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成10年8月から11年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年8月から11年2月まで  
私は、平成10年8月に会社を退職した後、自宅に届いた国民年金保険料の納付書により、申立期間の保険料を義兄に預けて一括納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の納付額の記憶が、また、申立人から保険料納付を依頼されたとする申立人の義兄は、納付額及び納付場所等の記憶が曖昧である。

さらに、オンライン記録によると、申立人が平成10年8月に厚生年金保険被保険者の資格を喪失したことに伴い、国民年金適用勧奨事象が発生し、12年2月21日には最終の未適用者一覧表が作成されていることが確認できることを踏まえると、申立人に対して、国民年金適用勧奨事象発生後の初回勧奨及び当該勧奨に応じなかった場合に行われる最終勧奨が行われたものの、申立人は、申立期間に係る国民年金への切替手続を行わなかったものと考えられる。このため、申立期間は、未加入期間となり、納付書が発行されず、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年5月から5年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月から5年12月まで  
私は、平成4年4月末に会社退職後、区役所で国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、毎月、郵便局で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付書を受け取った時期、納付額に関する記憶及び現在所持している厚生年金保険の記号番号のみが記載された年金手帳のほかに年金手帳を所持していた記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が当時居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人に対して、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から44年3月まで  
私が大学生だったとき、父が私の国民年金保険料を納めてくれていた。ときには、私が父の指示に従い、年金手帳を市役所に持参して窓口で保険料を納付したこともあった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、保険料を納付したとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、同居の家族の保険料については、父親が納付していたと説明しているところ、父親、申立人の母親及び兄夫婦の保険料は、いずれも昭和36年4月から60歳到達時まですべて納付されていることが確認できるものの、同年同月当時に20歳に達していなかった申立人、申立人の弟及び妹については、20歳になった時点で国民年金に加入した記録は見当たらず、その後、弟は51年9月に、妹は61年4月に初めて国民年金に加入しており、申立人に対しては、当時居住していた市及び所轄社会保険事務所(当時)において、国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人及び父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から平成 4 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月から平成 4 年 11 月まで  
私は、会社を退職した昭和 60 年に国民年金の加入手続を行い、その後の国民年金保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続を行った場所及び申立期間の保険料額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、会社を退職した直後の昭和 60 年に国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は確認できず、申立期間のうち 20 歳以後の 60 年 3 月から平成 4 年 11 月までの期間は、国民年金に加入していない未加入期間であるほか、申立期間のうち昭和 60 年 1 月及び同年 2 月は、申立人が 20 歳となる前の国民年金に加入できない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月まで

私は、短大を卒業後の昭和 52 年 5 月に、アルバイト先の人や母に勧められて、区役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を 1 年分まとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和 52 年 5 月に国民年金の加入手続きを行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は 58 年 10 月に払い出されており、申立人が現在所持する国民年金手帳には当該記号番号が記載されているほか、申立人は、申立期間当時に別の手帳を所持していたかどうかの記憶が曖昧であるなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和 52 年 5 月ごろに国民年金の加入手続きを行った際に、保険料の割引があるので国民年金保険料をまとめて 1 年分納付したと説明しているが、割引金額は、申立期間当時の前納保険料額と通常の保険料額との差額と相違しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 2 月から 55 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 2 月から 55 年 6 月まで

私は、会社を退職し、厚生年金保険証書が送付されてから、妹に付き添ってもらい国民年金の加入手続を行った。加入手続後は、私の母が、送付されてきた納付書で私の国民年金保険料を 1 年分ずつまとめて納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 57 年 8 月に払い出されており、申立人が現在所持する国民年金手帳にも当該記号番号が記載されているほか、申立人は当該手帳以外に申立期間当時に別の年金手帳を所持していたかは分からないと説明しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から51年6月までの期間及び52年4月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から51年6月まで  
② 昭和52年4月から53年3月まで

私の母は、私が短大を卒業後、時期は定かでないが私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、短大卒業後に母親が申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしてくれていたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和55年6月に払い出されているほか、申立人は、当該手帳記号番号の手帳以外の手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 7 月から 53 年 12 月までの期間、56 年 4 月から 57 年 6 月までの期間、57 年 9 月から 59 年 11 月までの期間、61 年 2 月から同年 9 月までの期間、62 年 2 月から同年 5 月までの期間、62 年 9 月、63 年 3 月から同年 8 月までの期間及び平成元年 4 月から 2 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 7 月から 53 年 12 月まで  
② 昭和 56 年 4 月から 57 年 6 月まで  
③ 昭和 57 年 9 月から 59 年 11 月まで  
④ 昭和 61 年 2 月から同年 9 月まで  
⑤ 昭和 62 年 2 月から同年 5 月まで  
⑥ 昭和 62 年 9 月  
⑦ 昭和 63 年 3 月から同年 8 月まで  
⑧ 平成元年 4 月から 2 年 1 月まで

私は、厚生年金保険適用事業所を退職した後の昭和 52 年 8 月ごろに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は母から資金援助を受けながら納付した。その後も会社を退職する度に加入手続と保険料の納付を同様に行ってきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時に納付した保険料額についての記憶が曖昧であるほか、申立期間を通じて保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと説明している。

また、申立期間①及び②は、申立人は保険料を毎月納付していたと説明しているが、当該期間当時に申立人が居住していた市では、保険料の収納を毎月としたのは昭和 61 年 4 月からとしており、当該期間の保険料の納付頻度と相違している。申立期間③は、

申立人の国民年金手帳の記号番号は 59 年 7 月に払い出されていることが確認できるものの、申立人は、当該期間の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする前夫から、保険料の納付状況等について聴取することができず、当時の状況が不明であるほか、前夫は、当該期間の自身の保険料が未納又は免除とされており、申立人は前夫から保険料を納付したことについて聞いた記憶が無いと説明している。

さらに、申立期間③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧は、申立人は国民年金の再加入手続に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から63年3月まで

私は、20歳になったところに、母から「早く入れば受給額が増えるから」と勧められ、国民年金に任意加入した。加入手続は母が区役所出張所で行い、国民年金保険料は母か私が区出張所で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及びその母親は、国民年金の加入手続の時期、保険料の納付金額、納付頻度に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、20歳になったところに母親が申立人の国民年金の任意加入手続を行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成4年2月ごろに払い出されており、申立人は、現在所持する年金手帳以外の年金手帳の記憶が定かでないなど、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 60 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 60 年 9 月まで

私は、昭和 58 年 3 月末に会社を退職した後、区役所で夫と一緒に国民年金の加入  
手続を行い、国民年金保険料も夫の分と一緒に納付していた。申立期間の保険料が未  
納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確  
定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の時期及び保険料の納付方法に関  
する記憶が曖昧である。

また、申立人は、昭和 58 年 3 月末に会社を退職した後、区役所で夫と一緒に国民年  
金の加入手続を行い、保険料も夫の分と一緒に納付していたと主張しているが、申立人  
の国民年金手帳の記号番号は 62 年 10 月ごろに払い出されており、別の手帳記号番号が  
払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、申立人が、一緒に加入  
手続と保険料納付を行ったとし、手帳記号番号が申立人と連番で払い出されている申立  
人の夫も申立期間の自身の保険料が未納であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付  
していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申  
立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成12年2月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年2月から同年12月まで  
私は、会社を退職した後、国民年金保険料が納付されていないという通知が届いたので、納付漏れに気付き、申立期間の保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の第2号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続きを行った時期、保険料の納付時期、納付場所、納付方法、納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、オンライン記録によると、申立期間直前の平成12年2月1日に厚生年金保険の資格を喪失したことに伴い、申立人に対して「第1号・第3号被保険者取得勧奨」が行われているものの、14年2月には勧奨関連対象者一覧に搭載されていることから、申立人が当該搭載時点までに種別変更手続きをしたことを確認できない上、申立期間は未加入期間となっているため、納付書が発行されず保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の平成9年12月から10年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年12月から10年12月まで

私は、平成10年1月4日に海外へ出国し、翌年11年1月に帰国した。私の母が転出届を提出した際に、申立期間の国民年金保険料を納付することを勧められ、納付したはずである。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間直前に厚生年金保険被保険者資格を喪失しているが、申立人及び申立期間の保険料を納付していたとする母親は、厚生年金保険から国民年金への切替手続に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、平成10年1月4日に海外へ転出し、11年1月14日に再び転入していることが戸籍の附票で確認でき、申立期間のうち10年1月から同年12月までの期間は、制度上、保険料を納付するには任意加入手続を行う必要があるが、母親は当該手続をした記憶は無いと説明している上、申立期間は未加入期間であり、納付書が発行されないため、保険料を納付することができないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月から53年3月まで

私は、区役所から、今なら過去にさかのぼって保険料を納付することができるので国民年金に加入するよにとの通知が来たため、区役所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行うとともに、過去の分の国民年金保険料を計算したメモをもらった。その後、夫がメモをもとに夫婦二人分の過去の保険料をすべて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は第3回特例納付による保険料納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする夫から当時の保険料額及び納付書の入手方法等を聴取できないため、当時の状況が不明である。

また、申立人が記憶する夫婦二人分の納付額は、第3回特例納付による納付実績が記載された附則第4条納付者リストに記載されている夫婦二人分の納付額及び日本年金機構に保管されている夫婦の領収済通知書に記載されている納付額の合計額とおおむね一致しており、これは現在の納付記録とも合致している上、申立期間を含む夫婦の昭和40年9月から53年3月までの保険料を第3回特例納付ですべて納付した場合の金額とは大きく異なっている。

さらに、夫も申立期間のうち昭和50年1月から53年3月までの保険料が未納となっているなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 8423

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から63年3月まで  
私は、20歳になった昭和59年\*月ころから払込用紙が郵送されて来たので、国民年金保険料を勤務先に来ていた金融機関の人に納付したり、私自身が金融機関に行って納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の時期、場所についての記憶が曖昧である上、納付したとする保険料月額は、申立期間当時の保険料月額と相違しており、むしろ、オンライン記録において保険料の納付が始まっている昭和63年4月ころの保険料月額におおむね一致している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号については、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人が所持している国民年金手帳が送られて来た際の封筒の日付印により、昭和62年9月に払い出されていることが確認でき、当該払出日時時点で、申立期間の一部は保険料を過年度納付することが可能な期間であるものの、申立人は、さかのぼって保険料を納付した記憶が無いと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から3年3月まで

私は、学生が国民年金の強制加入被保険者になった平成3年に、区の出張所で国民年金の加入手続を行った。その際、区の職員に「さかのぼって国民年金保険料を納付すれば将来の年金額が増える」と説明され、2年4月から加入することにして、1年分さかのぼって保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料を納付した時期及び納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、申立期間当時、申立人は学生であったため、申立期間は国民年金の任意加入適用期間であり、申立人が説明するとおり、平成3年4月に国民年金の加入手続が行われ、申立人の国民年金手帳の記号番号が同年4月に払い出されていることは確認できるものの、当該払出し時点では、制度上、2年4月までさかのぼって任意加入すること、及び保険料をさかのぼって納付することができないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月及び平成元年 2 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年 4 月  
② 平成元年 2 月から同年 9 月まで

私は、結婚後、自宅にはがきが届き、結婚前の期間の国民年金保険料を請求され、社会保険事務所（当時）で14万円から15万円を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は平成 2 年 10 月の結婚後、国民年金に関するはがきが自宅に届き、社会保険事務所に出向いた際に、さかのぼって保険料を納付したと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立人が第 3 号被保険者資格取得の届出をした平成 3 年 11 月 21 日に払い出されていること、当該時点で過年度納付が可能であった申立期間②直後の元年 10 月から 3 年 3 月までの保険料がさかのぼって納付されていることが、オンライン記録から確認でき、納付したとする金額はさかのぼって納付した過年度保険料の金額とおおむね一致すること、手帳記号番号払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年2月から61年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年2月から61年4月まで  
私の申立期間の国民年金保険料は、私の妻が納付してくれたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の直前の期間は厚生年金保険被保険者期間であることから、国民年金保険料を納付するには国民年金の再加入手続を行う必要があるが、申立人は申立期間の国民年金の再加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、再加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の妻は、当時の状況に関する記憶が曖昧である上、申立期間の自身の保険料も未納である。

また、申立人の所持する国民年金手帳には、昭和39年10月9日の被保険者資格喪失及び61年9月13日の資格再取得のみが記載されており、申立期間の資格取得に係る記載は無く、61年9月13日の再加入の時点では申立期間は未加入期間とされており、保険料を納付することができないなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 7 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月から 63 年 3 月まで  
私の母は、昭和 61 年ごろ区役所で私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料は区役所出張所で納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする母親は、加入手続の時期、保険料の納付時期及び納付金額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は昭和 61 年ごろに母親が加入手続を行ってくれたと説明しているが、申立人の所持する年金手帳には、資格取得は昭和 63 年 4 月 1 日と記載されており、その前の大学在学中の申立期間は任意加入適用期間の未加入期間であり、保険料を納付することができない上、申立期間当時に別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成10年11月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年11月から11年3月まで  
私は、平成10年11月に会社を退職した後、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、平成10年11月の会社退職時に、当該会社の顧問社会保険労務士が退職に伴う国民年金関係手続をしてくれたはずと説明しているが、当該社会保険労務士は顧問先会社の従業員の国民年金に関する届出等は請け負っていなかったと説明している。

また、申立期間は、国民年金の未加入期間とされており、制度上、保険料を納付することはできないこと、申立期間直後の平成11年4月からの第3号被保険者資格取得の届出は16年7月以降に行われており、それまでは申立期間に引き続いて未加入期間とされていたことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月から50年9月まで

私は、海外から帰国後、娘と一緒に国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を納付してきたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間当時の国民年金の加入手続、保険料の納付方法及び納付場所についての記憶が曖昧である。

また、申立人は昭和48年8月ごろに帰国しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は50年11月ごろに払い出されており、申立人が所持する年金手帳には、被保険者になった日は「50年10月17日」と記載されており、申立期間は任意加入前の未加入期間であったことから保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年7月から57年3月までの期間及び61年4月から62年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年7月から57年3月まで  
② 昭和61年4月から62年12月まで

私は、平成3年から5年ごろに、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、納付期間及び納付額についての記憶が曖昧である。

また、申立人は、平成3年から5年ごろに自身の保険料のみをさかのぼって納付したと説明しているが、当該時点では、申立期間は時効によりさかのぼって保険料を納付することができない期間であり、申立期間は夫婦共に未納であること、夫婦ともに申請免除とされていた昭和57年4月から61年3月までの期間は、自身のみ追納しており、さかのぼって保険料を納付したとする説明は当該追納を指していると考えられるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から 56 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から 56 年 12 月まで  
私は、昭和 55 年 1 月に転居した市の市役所で国民年金の再加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の保険料の納付頻度、納付額等の記憶が曖昧である。

また、申立人が所持する年金手帳には、申立期間の被保険者資格の取得をうかがわせる記載が無く、申立期間当時に居住していた市の住所の記載も無いこと、申立人は現在所持している年金手帳のほかに手帳を所持していた記憶が曖昧であること、申立期間は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 6 月から 41 年 8 月までの期間、42 年 3 月から同年 8 月までの期間、42 年 11 月、43 年 11 月から 44 年 1 月までの期間、44 年 4 月、44 年 7 月から同年 10 月までの期間、44 年 12 月、45 年 4 月から 60 年 1 月までの期間、61 年 2 月から平成 17 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 6 月から 41 年 8 月まで  
② 昭和 42 年 3 月から同年 8 月まで  
③ 昭和 42 年 11 月  
④ 昭和 43 年 11 月から 44 年 1 月まで  
⑤ 昭和 44 年 4 月  
⑥ 昭和 44 年 7 月から同年 10 月まで  
⑦ 昭和 44 年 12 月  
⑧ 昭和 45 年 4 月から 60 年 1 月まで  
⑨ 昭和 61 年 2 月から平成 9 年 2 月まで  
⑩ 平成 9 年 3 月から 13 年 5 月まで  
⑪ 平成 13 年 6 月から 17 年 3 月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。平成 9 年に母が倒れ、施設へ入所するときに、私に「年金のことは掛けてあるからきちんとしなさい。」と言って、その 5 年後に亡くなってしまった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が昭和 40 年 7 月に払い出されていることは確認できるが、申立人の手帳記号番号の払出簿には、昭和 45 年 12 月に他の区へ転出した旨及び「不在」の印が 3 か所押されており、申立人が居住していた区を管轄する社

会保険事務所（当時）において、3回にわたり不在者扱いとなっていたものと考えられる上、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする母親から聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立期間⑩及び⑪については、オンライン記録によると、当該期間直前の平成9年3月に国民年金被保険者の資格を喪失しているため、以後は納付書が交付されず、保険料を納付することができない期間である上、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 7 月から 58 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 7 月から 58 年 12 月まで

私は、昭和 57 年 11 月に国民年金の加入手続を行った際、これまで未納であった 56 年 7 月から 57 年 9 月までの国民年金保険料を分割して納付した。以後は、夫の保険料と一緒に定期的に納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、過年度納付した保険料の納付額及び納付回数についての記憶が曖昧である。

また、申立人は、昭和 57 年 10 月以降は定期的に保険料を納付していたと説明するところ、申立人の国民年金手帳の記号番号は 61 年 1 月に払い出されていることが確認できる上、オンライン記録によると、申立期間直後の 59 年 1 月から 61 年 3 月までの保険料が同年 3 月以降に 6 回分割によりさかのぼって納付されているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時、国民年金手帳を所持していた記憶が無く、申立人が当時居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、手帳記号番号が払い出された記録も無いなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 11 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 11 月から 63 年 3 月まで  
私が 20 歳になったときに実家に国民年金加入手続の案内通知が届いたので、母が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を口座振替で納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成 7 年 4 月に払い出されていることが確認できる上、申立人及びその母親は、現在所持している年金手帳以外の手帳を所持していた記憶が曖昧であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が所持する年金手帳には、厚生年金被保険者資格を喪失するとともに初めて国民年金被保険者資格を取得した日として平成 2 年 4 月 1 日の記載があるため、資格取得日より前の期間である申立期間は未加入期間となり、保険料を納付することができない期間である。

さらに、母親が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年7月から6年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月から6年1月まで  
私は、20歳になったときに国民年金の加入手続の案内通知が届いたので、母親が加入手続を行い、最初は両親が国民年金保険料を納付し、学生になってからは自分で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、加入手続を行い、保険料を納付したとする母親は、手続を行った時期及び場所、並びに保険料の納付時期、場所及び納付額の記憶が曖昧である。

また、申立人は、学生時代の保険料は自分で納付していたと述べているところ、学生になって実家とは別の市に転居しているが、当該転居に伴う国民年金の住所変更届出を行った記憶が無いなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人及びその母親は、申立人の国民年金手帳を受け取った時期や場所についての記憶が曖昧であり、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の平成13年7月から14年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

また、申立人の平成14年4月から17年8月までの国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年7月から14年3月まで  
② 平成14年4月から17年8月まで

私は、申立期間①については、区役所で国民年金保険料の免除申請を行った。また、大学在学中の申立期間②については、毎年、区役所で学生納付特例の申請を行っていた。申立期間①の保険料が免除とされておらず、また、申立期間②が学生納付特例とされておらず、いずれも保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①の国民年金保険料を申請免除されていたこと及び申立期間②の保険料を学生納付特例により納付猶予されていたことを示す関連資料が無く、申立人は免除及び学生納付特例に係る申請手続及び承認通知に関する記憶が曖昧であるため、手続の状況が不明である。

また、申立人は、学生時代に学生納付特例を申請したと主張するが、オンライン記録によると、平成19年10月に、当該時点で2年間の時効期間内である申立期間直後の17年9月から18年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できることから、当該納付期間については学生納付特例の申請が行われていなかったと認められるなど、申立期間①の保険料が免除されていたこと、及び申立期間②の保険料が学生納付特例により納付猶予されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を免除され、申立期間②の保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年1月から8年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月から8年3月まで  
私の父は、私が平成3年1月に交通事故によるけがで入院し、その後も入退院を繰り返していた間、私の国民年金保険料の免除申請をしてくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は、申立期間の保険料の免除申請申請に関与しておらず、免除申請申請をしてくれたとする父親から当時の状況を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、平成2年12月ころに自身で国民年金の加入申請を行ったとしているが、申立人の所持する4年4月に再交付された年金手帳には、厚生年金保険の記号番号は記載されているものの、国民年金の記号番号は記載されていないこと、申立期間は9年1月に基礎年金番号が付番されたことにより未納期間とされたものであり、それまでは申立期間は国民年金の未加入期間であったと考えられること、申立期間後の平成8年度の免除申請は平成9年5月13日に基礎年金番号により処理されていることがオンライン記録から確認できることなど、申立期間同時に申立人に国民年金の記号番号が払い出された記録は無く、申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料が免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 62 年 3 月まで  
私の父は、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。  
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和 62 年 6 月ごろに払い出されており、当該払出時点では、申立期間のうち 59 年 4 月から 60 年 3 月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、その後の 60 年 4 月から 62 年 3 月までの期間の保険料は過年度保険料となるが、申立人の母親は、申立人の父親から保険料をさかのぼって納付したとは聞いていないとしていること、申立人は、父親から受け取った手帳は現在所持する 1 冊のみであるとしており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 12 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 12 月から平成元年 3 月まで  
私は、昭和 62 年 12 月に会社を退職し、63 年 1 月に国民健康保険とともに国民年金に加入し、納付書又は口座振替で国民年金保険料を納付していた。申立期間が第 3 号被保険者期間とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和 63 年 1 月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人が第 3 号被保険者の資格取得手続を行ったことにより、63 年 8 月に払い出されている。

また、申立人が所持する年金手帳には、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した 62 年 12 月 31 日に第 3 号被保険者となったことが記載されており、申立人が当時居住していた市の被保険者名簿にも同日に第 3 号被保険者資格を取得したことを 63 年 8 月 30 日に受け付けたことが記載されていることから、申立期間は第 3 号被保険者期間であり、納付書は発行されず、保険料が口座振替されることもなかったことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年2月及び59年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年2月  
② 昭和59年2月

私は、申立期間の国民年金保険料の納付書を受け取ってれば納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が乏しい。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成元年1月ごろに払い出され、当該払出時点で納付可能であった昭和62年9月及び63年11月以降の国民年金加入期間の保険料が納付されており、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、上記手帳記号番号の払出時点までは申立期間は未加入期間であり、申立人に保険料納付書は送付されなかったことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から52年3月までの期間及び58年12月から61年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年10月から52年3月まで  
② 昭和58年12月から61年11月まで

私の父親は、私が21歳になった時に国民年金の加入手続をしてくれ、申立期間①の国民年金保険料は父親が勤務していた会社が父親の給与から天引きして納付してくれたはずであり、申立期間②の保険料は当時私が勤務していた会社が契約していた税理士に納付を依頼していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び当該期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を給与天引きで納付してくれたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、父親が勤務していた会社では、従業員の家族の国民年金保険料を給与から天引きして納付することはなかったと思うとしていることなど、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人は、勤務していた会社が契約していた税理士に保険料納付を依頼していたと主張しているが、申立人が勤務していた当該会社では、申告書類の作成等を税理士に依頼したことは無いと説明しているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人が所持する年金手帳にも国民年金の手帳記号番号の記載は無いこと、申立人は基礎年金番号によって平成12年2月以降の保険料を納付しており、申立期間はいずれも未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人及び申立

人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。  
これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から7年3月まで  
私は、国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してきたと思う。申立期間が申請による保険料免除期間とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付等に関する記憶が曖昧<sup>あいまい</sup>であり、申立人に当時の保険料の納付状況等について問い合わせをしたものの、申立人から十分な協力が得られないほか、当時同居していた両親から申立期間当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年9月から61年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年9月から61年2月まで

私は、昭和60年9月に退職後、すぐに国民年金の再加入手続を行い、加入後は国民年金保険料を金融機関で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付頻度や国民年金の資格喪失手続等に関する記憶が曖昧であるほか、申立人は、昭和60年9月に国民年金に再加入し、保険料を納付していたと説明しているが、申立期間は平成18年4月に追加された期間であり、申立期間当時は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 2 月

私は、結婚した昭和 60 年 1 月に、区役所で国民年金の加入手続をし、1 月分の国民年金保険料を納付し、3 月に申立期間を含めた 2 か月分の保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和 60 年 1 月に国民年金の加入手続をし、同年 3 月に申立期間を含めた同年 2 月及び 3 月の保険料を納付したと主張しているが、申立期間後の 60 年 3 月 25 日に国民年金に任意加入していることが申立人の所持する年金手帳から確認でき、未加入期間の場合には、保険料を納付することができないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成9年8月から10年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月から10年4月まで  
私は、厚生年金保険適用事業所を退職した平成9年8月以降の国民年金保険料を納付したはずである。申立期間が国民年金に未加入とされ保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の保険料の納付額及び納付頻度に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、オンライン記録では、平成9年8月16日に厚生年金保険の資格喪失をし、国民年金の再加入手続を行った記録は無く、申立期間は未加入期間のため、保険料を納付することができない期間であるほか、厚生年金保険の適用事業所を退職した後に国民年金への再加入手続を行った記憶も定かでない。

さらに、申立人は、平成9年8月16日以降加入勧奨がされ、最終的に申立人が「未適用者」として記録されていることがオンライン記録で確認できるなど、申立人が申立期間の国民年金の再加入手続をし、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成13年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年10月

私は、会社退職後に、区役所で自身の国民年金の加入手続と妻の種別変更手続を行い、社会保険事務所（当時）で夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、区役所で国民年金の加入手続を行い、社会保険事務所では保険料を納付したと説明しているが、申立期間は国民年金の加入手続が行われず、加入勧奨がされ、最終的に申立人が「未適用者」として記録されていることがオンライン記録で確認できるほか、申立期間当時、社会保険事務所では現年度保険料の収納を行っておらず、申立人の説明する納付方法は当時の現年度保険料の納付方法と合致していない。

また、申立人が、自身の保険料と一緒に納付したとする妻は、申立期間の保険料が未納であり、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続は平成16年1月に行われたことがオンライン記録により確認できるほか、納付したとする保険料額も当時の保険料額と相違しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から49年12月まで

私は、結婚退職時に会社の事務担当者から国民年金に加入するように言われ、区役所出張所で加入手続をし、国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が申立期間当時居住していた区では、昭和45年3月までは、印紙検認方式により保険料の納付が行われていたが、申立人は印紙検認による納付の記憶が無く、保険料の納付額等の記憶も曖昧である。

また、申立人が所持するオレンジ色の国民年金手帳には、昭和50年1月に国民年金に任意加入し、資格取得していることが記載されており、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は、申立期間当時に別の年金手帳を所持していた記憶は無いなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年12月30日から29年2月1日まで  
② 昭和29年4月30日から同年7月1日まで  
③ 昭和31年6月30日から同年12月1日まで

A社B工場及び同社C工場に勤務していた申立期間①及び②、A社B工場又はD社に勤務していた申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間にA社の各工場間の異動があり、同社からD社への出向はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社は既に解散しており、代表者の連絡先も不明であることから、申立期間①に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同時期に資格喪失をしている従業員に照会した結果、一人が「申立人の入社時期は覚えていないが、昭和28年12月1日から同年12月30日までの間是一緒だと思う。」と供述している。

さらに、申立人がA社C工場へ一緒に異動したとする従業員の同社本社の資格喪失日は昭和28年12月31日、同社C工場の資格取得日は、申立人と同様に29年2月1日である記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、A社は既に解散しており、代表者の連絡先も不明であることから、申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険の扱いについて確認することができない。

また、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、従業員に照会した結果、3人から回答があり、そのうち二人は申立人を知っているものの申立人が申立期間②に勤務していたかは確認できない。

さらに、申立人がA社C工場から出向したE社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の被保険者数も申立人を除いて4人しかおらず、連絡先等も不明であることから申立人の出向時の状況について確認することができない。

なお、A社C工場の従業員の一人は、「給与はA社本社から送金されてきた。」と供述しており、申立人は「労務関係はすべて同社本社で行っていたと思われる。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、A社B工場又はD社に勤務していたと申し立てしているところ、D社従業員の供述から判断すると、申立人が申立期間③に同社に勤務していたことは推認できる。

一方、D社は、申立期間③の勤務実態については不明であると回答しており、同社から提出された申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得届（副）及び厚生年金保険被保険者資格喪失届（副）の記録は、申立人の同社における被保険者期間と一致している。

また、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間③に勤務していたことが確認できる従業員に照会した結果、8人から回答があり、そのうち二人は入社と同時に被保険者資格を取得しており、ほかの6人は同社に入社してから数か月後に被保険者資格を取得していることがうかがえることから、同社では必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 9 月 22 日から 61 年 1 月 22 日まで  
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和 60 年 7 月からアルバイトとして勤務し、2 か月後から加入していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間にアルバイトとしてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、「アルバイトの関係書類の保存期限を 10 年としており、人事記録及び契約書等の関係書類は残っていない。アルバイトについては、当時は支店ごとに採用し、アルバイト契約ごとに社会保険の取決めを行っていた。必ずしも2 か月後から厚生年金保険に加入する一定の取決めは無かった。」としている。

また、A社は、「申立期間の厚生年金保険料の控除については不明であるが、アルバイトの厚生年金保険の加入手続については、雇用保険と同時に行っていた。加入させていない期間については、給料からの控除はしていない。」としており、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は雇用保険被保険者資格取得日と一致している。

さらに、A社に昭和 60 年 8 月及び同年 9 月にアルバイトとして入社している複数の従業員は、「昭和 61 年 1 月以前は社会保険に加入していなかった。当時、アルバイトは社会保険に加入できなかった。」と供述しており、申立人が同日入社だったとする同僚は、同部署で同職種のアルバイト勤務をしていたとしているが、申立期間に同社の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚



生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年10月1日から38年4月10日まで  
② 昭和40年9月26日から41年5月1日まで

A社に勤務していた申立期間①の厚生年金保険の加入記録及びB社に勤務していた申立期間②の厚生年金保険の加入記録がそれぞれ無いことが分かった。申立期間①及び②についてはそれぞれの会社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について、同僚の供述から判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は既に解散しており、当時の資料が得られないことから申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、上記同僚は、「申立人は自分より2か月後に入社してきたが、自分の方が先に辞めたので勤務期間は分からない。自分はトラックの運転手として、申立人は運転助手のほか、製材品等積み下ろしに従事していた。自分は厚生年金保険の加入記録はあるが、申立人の厚生年金保険料の控除等については分からない。」と供述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から従業員に照会を行ったが、「申立人を知っているものの勤務期間は覚えていない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

### 2 申立期間②について、B社は、「当時の在籍を確認できる資料が残っておらず保険料控除を含め確認できない。」と回答している。

また、同僚4人に申立人の勤務実態等を照会したところ、申立期間②の勤務実態を確

認することはできなかった。

さらに、B社に係るC健康保険組合の事業所適用台帳（写）によると、申立人は昭和40年9月26日に資格を喪失し、健康保険被保険者証が返納されている旨の記載があることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月から45年2月まで

A事業所に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。間違いなく同事業所に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった社員旅行の写真及び当時のA事業所の同僚の供述により、勤務期間は特定できないが、申立人は、当時同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A事業所を法人化したB社は、平成14年1月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は従業員や社会保険関係の資料を廃棄したとしているため、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人と同じ運転業務の従業員一人は、A事業所に係る事業所別被保険者名簿から、厚生年金保険に加入していないことが確認でき、運転業務に従事する従業員の一部は厚生年金保険に加入していないことがうかがえる。

さらに、A事業所に係る事業所別被保険者名簿に申立人の氏名の記載が無い上、健康保険の整理番号の欠番も無く、同名簿の記載内容に不自然さは見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 4 月 1 日から 23 年 5 月まで  
A会に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に健康管理者として同会に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A会が保有する職員任免原簿及び同僚の供述により、申立人は、申立期間に同会に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人が記憶する同僚二人のうち一人の氏名を上記職員任免原簿で確認することができるが、他の一人については氏名を確認することができず、同会に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には同僚二人の氏名は見当たらない。

また、A会に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、昭和 19 年 6 月 2 日から 23 年 12 月 31 日までの期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者はいない上、申立人が 22 年 4 月以前から勤務していたとする看護師二人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は 24 年 1 月 1 日であることから、同会は、申立期間を含む 19 年 6 月 2 日から 23 年 12 月 31 日までの期間に厚生年金保険被保険者の資格取得手続を行っていなかったことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 12 月 31 日から 39 年 12 月 31 日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和 39 年 12 月 30 日まで勤務していたと主張している。

しかし、A社は、既に解散しており、当時の事業主も死亡しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間当時に同社に入社し、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したものの、申立人の氏名を記憶している従業員はいなかった。

さらに、A社において申立期間の前に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、申立期間に加入期間のある複数の従業員に照会したものの、申立人の氏名は記憶しているが申立期間に勤務していることを記憶している従業員はいなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 11922 (事案 7269 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月 1 日から 63 年 12 月 31 日まで

A社に勤務した昭和 52 年 2 月 13 日から 55 年 3 月 28 日までの期間、B社に勤務した 56 年 1 月 19 日から 58 年 8 月 25 日までの期間及びC社に勤務した 59 年 4 月 13 日から 63 年 7 月 21 日までの期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたが、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないなどの理由により、記録訂正を行うことができないと通知があった。

しかし、各事業所に勤務し厚生年金保険料を控除されていたことは確かであり、判断に納得できないため、新たな資料や情報は無いが、申立期間を変更するので、再調査し申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

前回の申立てにおいて、A社に係る申立てについては、申立人は昭和 52 年 5 月 10 日から同年 8 月 11 日までの期間について、他の事業所で雇用保険の加入記録が確認できること、同社は当該期間当時の人事資料等は保管していないため申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができないこと及び当時の従業員に照会した結果、申立人の名前を記憶している者がいなかったことから、当該期間の同社での勤務を確認することができなかった。

B社に係る申立てについては、同社は昭和 56 年 1 月 19 日から 58 年 8 月 25 日までの期間は厚生年金保険の適用事業所になっておらず、また、当時の事業主及び従業員に照会した結果、申立人の名前を記憶している者がいなかったことから、当該期間の同社での勤務を確認することができなかった。

C社に係る申立てについては、複数の従業員が申立人を記憶していたが、同社は既に解散しているため申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。また、当時の経理担当者は、「同社では厚生年金保険は従業員の任意で

加入しており、加入を希望しない従業員もいた。」と供述していた。

以上の理由から、申立期間について、平成22年3月10日付けで既に当委員会の決定に基づき年金記録の訂正のあつせんは行わないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、上記通知に納得できず、各事業所に勤務し給与から厚生年金保険料を控除されていたと主張し、申立期間を変更した上での再調査を求めているが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、この他に当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年6月10日から34年8月30日まで  
② 昭和34年8月30日から35年3月1日まで

A社に勤務した申立期間①、及びB店に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無いので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の従業員の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、所在の判明した被保険者10名に、申立人の勤務状況等について照会したところ、2名が申立人のことを記憶していたものの、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除についての供述は得ることができなかった。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、同社は、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡している上、当時の社会保険の事務担当者に照会したが回答は無いことから、申立人の当該期間における勤務の実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、当該期間に被保険者整理番号の欠番は無く、訂正等の不自然な記載も無い。

申立期間②について、申立人は、B店において、昭和34年8月30日から35年2月末日まで勤務していたと申し立てしているところ、申立人の供述等から判断すると、申立人が勤務したとするB店は、現在所在するB店の当該期間当時の事業主が経営していた店舗である可能性が高いことがうかがわれる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、申立人が当該期間当時勤務したとするB店が、厚生年金保険の適用事業所となっていた記録を確認す

ることができない。

また、当該事業主は既に死亡しており、現在のB店の事業主は、当該期間当時の状況を把握しておらず、申立人も、当時の上司、同僚を記憶していないことから、申立人の当該期間における勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務状況及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月から43年8月まで  
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間に勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社における従業員の供述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立期間当時のA社の人事担当者は、厚生年金保険に加入させていない従業員が多数いたほか、厚生年金保険には試用期間経過後に加入させていたと供述しており、また、複数の従業員も、試用期間経過後に厚生年金保険に加入した旨の供述をしており、申立人を記憶している従業員からは、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認できる供述を得ることができなかった。

また、A社は、申立期間当時の資料を保管しておらず、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、被保険者番号に欠番は無く、訂正等の不自然な記載も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 20 日から 47 年 3 月 26 日まで  
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社では、申立期間も会社の寮に住み込みをしながら働いていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録、A社の元従業員の供述及び申立人から提出された洋裁学校の修了証明書から判断すると、申立人が、申立期間も継続して同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社の元事業主及び元経理担当者は、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、詳細は不明であるが、従業員の厚生年金保険への加入は、本人の希望を聞いて加入させており、加入しなかった者も多数いたと供述しているとともに、元経理担当者は、同社の経営状況も勘案して、従業員の給与の手取り額を増やすため、厚生年金保険の資格を取得後に資格を喪失する手続きを行っていた従業員もいたと供述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人が同僚の一人として記憶している者は上記名簿に記載が無いこと及び申立人と同日に被保険者資格を取得、喪失している従業員や短期間に被保険者資格を喪失している従業員が複数いることが確認できる。

さらに、A社における申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日について、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録と同社から提出された厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び同資格喪失確認通知書の記録が一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除が確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月から34年3月10日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に勤務した証明として、当時の社員旅行の写真を提出するので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された写真、A社の事業主及び従業員の供述から判断すると、申立人が申立期間において同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社の事業主は、申立期間当時の資料を保管していないが、採用時においては、6か月ないし3年程度の見習期間を設けており、その結果を基に厚生年金保険の加入手続を行っていたと思うと供述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に被保険者資格のある複数の従業員に照会し、同社への入社日と厚生年金保険被保険者資格の取得日を照合したところ、複数の従業員について、入社日から6か月から3年6か月経過後に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、申立人が記憶していた6名の同僚は、全員がA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録が無いことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から28年10月1日まで  
事業主が同じA社及びB社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間はA社又はB社に勤務しており、厚生年金保険の資格を喪失したことは無く、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社及びB社における同僚である申立人の姉の供述により、申立人が申立期間に両社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社はC県D区において昭和25年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、26年5月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、その後、C県E区においてB社と名称を変更して28年10月1日に適用事業所となっており、申立期間のうち26年5月1日から28年10月1日までの期間は、両社とも適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社及びB社は既に解散し、事業主の所在を確認できず、当時の従業員は死亡又は連絡が取れないことから、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立期間当時、A社及びB社で社会保険の手続を担当していた上記同僚は、「A社の正確な移転時期は記憶に無いが、会社が移転したころは経営状況が悪く、厚生年金保険に加入していない時期があったかもしれない。当時の厚生年金保険料の控除に関する記憶は無い。」と供述しており、また、申立人及び上記同僚は、給与明細書等の厚生年金保険料控除を確認できる資料を保管していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月 1 日から 39 年 2 月 28 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和 38 年 3 月 4 日から同社の寮に入って 39 年 2 月末日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 39 年 2 月末までA社に勤務したと申し立てている。

しかし、A社の当時の代表取締役から提出された社会保険台帳において、申立人の同社における退職日が昭和 38 年 7 月 1 日と記載されていることが確認できる。

また、申立人は、A社を退職した後に、「B社（現在は、C社）に勤務した。」と供述しているところ、C社の回答により、申立人が昭和 38 年 7 月 1 日から 39 年 2 月 28 日まで、臨時補充員としてB社に勤務していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 6 月から 42 年 4 月まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に在籍中は健康保険被保険者証を使用しており、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶しており、かつA社に係る事業所別被保険者名簿により確認できる同社の先輩及び後輩の回答により、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は既に解散しており、事業主も死亡していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用について確認することができない。

また、A社の申立期間当時の保険事務担当者は、「従業員が希望しなかった場合には厚生年金保険に加入させていない。また、勤務期間が短かった従業員も厚生年金保険には加入させていない。」と供述している上、申立人が記憶している同社の複数の従業員の中には、上記被保険者名簿に記載されていない者がいることから、申立期間当時、同社では、従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いでなかったことがうかがわれる。

さらに、申立人は、申立期間当時、A社の近くの病院で健康保険被保険者証を使用したと供述しているが、当該病院名を記憶していないため、健康保険被保険者証の使用について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から5年10月31日まで

A社で編集及び営業担当の専務取締役として勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額と相違している。滞納保険料の整理のため、社会保険事務所（当時）に行ったことはあるが、社会保険担当ではなかったため、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成5年10月31日）の後の平成5年11月4日付けで、3年10月にさかのぼって53万円から8万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、同社の取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「自分は編集と営業担当専務取締役で社会保険事務には関わりはなく、経理担当者が社会保険事務を担当していた。」と供述しているが、同経理担当者は、「A社を平成5年3月31日付けで退職した後、非常勤で残務処理が終わるまでの数か月間、週1日から2日勤務した。」と回答している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、平成5年3月1日に同社での被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立人は、「社会保険事務所からの滞納保険料の督促に対して、担当業務ではないが、やむを得ず数回、社会保険事務所の窓口滞納保険料を支払に行ったことがある。」と供述していることから、上記経理担当者が退社した後は、申立人が社会保険事務に関与していたと考えられる。

また、申立人は、「平成5年10月6日と同年10月15日の2回、社会保険事務所か

ら呼び出されてA社の代表取締役と共に同事務所徴収課長から、同社の滞納保険料について、社長と専務の標準報酬月額をさかのぼって引き下げるように言われ、承諾した。」と供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の専務取締役として、自らの標準報酬月額の引下げに関与しながら、当該減額訂正処理が有効なものでないと主張することは信義則上認められず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 11 月 1 日から 62 年 4 月 7 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和 62 年 4 月まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿により、平成 2 年 3 月 25 日に同社で被保険者資格を喪失していることが確認できる同僚は、「申立人は自分が同社を退職する 1 年から 2 年ほど前に退職した。」と回答していることから、期間は特定できないが、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、商業登記簿謄本により、既に解散していることが確認でき、事業主も既に死亡していることから、同社及び事業主から、申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、上記被保険者名簿により、申立人と同じく昭和 54 年 11 月 1 日にA社で厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる 3 名の同僚は、いずれも住所が不明のため、申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、申立人は、「申立期間当時、扶養していた妻が出産のため、健康保険被保険者証を使用した。」と供述しているが、申立人の妻が診察を受けたとする医療機関及びA社が加入していた健康保険組合は、いずれも「保存期間経過のため、申立人の健康保険被保険者証の使用について確認できない。」と回答しているため、申立期間における申立人の健康保険被保険者証の使用について確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年5月6日から同年6月26日まで  
② 昭和32年7月2日から33年1月1日まで

申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①はA社で医薬品の仕入れと病院へ配達する仕事、申立期間②はB局に事務補助員として入社し、集配の仕事をしていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が記憶しているA社の複数の同僚は、同社に係る事業所別被保険者名簿に記載されていることが確認できることから、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、「当該期間当時の資料を保存していない。」と回答しているため、同社から、申立人の同社における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、上記被保険者名簿により、当該期間当時、A社において厚生年金保険被保険者であることが確認できる複数の従業員は、「3か月間の試用期間があり、試用期間経過後、厚生年金保険に加入した。」と回答していることから、同社では、入社後数か月間は厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、上記被保険者名簿には、当該期間に係る整理番号に欠番が無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

2 申立期間②について、C局が発行した申立人に係る昭和63年分退職所得の源泉徴収票特別徴収票に、申立人の就職年月日が昭和32年7月2日、退職年月日が63年10月31日と記載されていることから、申立人が申立期間も継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、B局に係る事業所別被保険者名簿により、同局が厚生年金保険の適用事業

所となったのは昭和 39 年 6 月 1 日であり、当該期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B局の複数の同僚は、「B局に事務補助員として入局した6か月後又は11か月後にD共済組合に加入した。」と回答しており、上記被保険者名簿により、同共済組合に加入するまでの間は、厚生年金保険の加入記録は無いことが確認できる。ところ、申立人は昭和32年7月1日に事務補助員として採用され、6か月後の33年1月1日に同共済組合に加入していることが確認できる。

さらに、申立人が入局したB局及び退職したE局はいずれも、「当時の資料が確認できないため、申立人の厚生年金保険料の取扱いについて不明。」と回答しているため、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

3 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年末ごろから 23 年 3 月まで  
A会に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同会に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時のA会の会長及び上司の氏名を記憶しているほか、同会の所在地や仕事内容などを具体的に供述していることから、期間は特定できないが、申立人が同会に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A会が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、A会の会長は既に死亡しており、申立人が記憶している当時の上司及び同僚は連絡先が不明なため、これらの者から、同会における申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

さらに、A会の所在地を管轄しているB組合は、A会及び申立人についての資料を保管していないため、同事業主から、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月 11 日から 52 年 3 月 1 日まで  
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、配達員として入社し、運転免許の初心者マークを付けて運転手として勤務したので、申立期間も被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA社の代表者の供述及び同社の賃金台帳兼所得税源泉徴収簿により、申立人は、昭和 51 年 9 月から継続して同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社から提出された申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」において、申立人の厚生年金保険の資格取得日は昭和 52 年 3 月 1 日となっており、同社の代表者は、「申立人は、昭和 51 年 9 月に入社し、6 か月程度の試用期間経過後、52 年 3 月 1 日に厚生年金保険に加入させ、同年 4 月から厚生年金保険料を控除した。」と供述している。

また、A社から提出された賃金台帳兼所得税源泉徴収簿では、申立人の給与は昭和 51 年 9 月から支払われているが、厚生年金保険料については、同月から 52 年 3 月までの期間は控除されておらず、同年 4 月以降から毎月控除されていることが確認できる。また、同社は、「申立期間当時、厚生年金保険料等の社会保険料は翌月控除方式を採っていた。」と回答している。

さらに、申立人のA社における雇用保険の加入日は、昭和 52 年 3 月 1 日であり、厚生年金保険の資格取得日と同日である上、申立人は、申立期間の一部である 51 年 7 月 1 日から翌 2 日の期間については、他の事業所において雇用保険に加入していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月1日から36年4月30日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当時の写真があり、勤務していたのは確かであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された写真により、勤務期間は特定できないが、A社B営業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社B営業所を管轄していたC営業部に係る事業所別被保険者名簿によると、同社同営業部が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和36年2月23日であり、申立期間のうち、35年10月1日から36年2月22日までは適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社は、「申立人に係る人事記録が確認できないことから、勤務実態等是不明。」と回答しており、上記被保険者名簿に氏名が確認でき、申立人が提出した写真に写っている者3名を含め、いずれも申立人を覚えていない旨供述している。

さらに、上記従業員のうち1名は、同社では入社後に3か月から6か月程度の見習期間があり、厚生年金保険に加入できたのは、見習期間後に正社員になった場合であった旨供述している。

加えて、上記被保険者名簿において、健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月1日から29年10月5日まで

A事業所（B渉外労務管理事務所の管轄事業所）にC職として勤務していた昭和25年4月1日から29年10月5日までの期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。間違いなく当該事業所には勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和25年4月1日から申立期間を含む29年10月5日ごろまでA事業所においてC職として勤務したと申し立てているところ、申立期間当時のB渉外管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で加入記録が確認できる同僚は、「自分は、寮で一緒だった申立人と職種が一緒であったことを記憶している。申立人は昭和29年ごろまで勤務していた。」と供述していることから、期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、「連合国軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」（昭和26年7月3日付保発第51号厚生省保険局長から各都道府県知事あて通知）の規定により、在日米軍の非軍事的業務の事業所（クラブ、宿泊施設、食堂等）に使用される者及びハウス、ホテル等の家事使用人は、昭和26年7月1日から厚生年金保険の強制被保険者としては取り扱わないこととされている。

また、B渉外労務管理事務所の業務を継承したD事務所は、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の得喪日がそれぞれ昭和25年4月1日及び26年7月1日であることが確認できるが、これ以外のことについては、資料を保管していないことから不明である旨回答している上、申立人は申立期間当時の同僚等を記憶していないことから、申立人の申立期間当時の勤務状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

さらに、当時のB 渉外労務管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間前後に被保険者記録が確認できる120名の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を確認したところ、53名が申立人と同日である昭和26年7月1日付けで資格を喪失していることが確認できる。

加えて、上記被保険者名簿において、氏名が確認できる同職種の従業員のうち、連絡の取れた1名は、「自分は昭和26年7月1日に資格を喪失しており、その後は厚生年金保険に加入せず、雇用主との個人契約となった。自分と同じC職は皆、同じ扱いであった。」と供述しており、同業種である申立人が昭和26年7月1日に資格を喪失していることに不自然さはみられない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年12月31日から15年1月1日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。主人の転職の為、同時期に同社を平成14年12月末で退職する旨の申出をした。退職した同年12月の申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された派遣元管理台帳によると、申立人の同社における退職日は平成14年12月30日と記録され、申立期間の勤務が確認できない。

また、A社は、「厚生年金保険料の控除は翌月控除である。」と回答しているところ、同社から提出された賃金台帳において、平成15年1月支給の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成13年7月1日から15年8月1日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成15年8月1日から16年4月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年7月1日から16年4月6日まで

A社の代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が給与の報酬月額に相当する標準報酬月額と相違している。そのため、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成13年7月1日から15年8月1日までの期間について、A社における申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初62万円と記録されていたところ、15年8月5日付けでさかのぼって9万8,000円に減額訂正が行われていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は申立期間当時に同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、A社に係る社会保険料の滞納処分票によると、同社は当時厚生年金保険料の滞納があり、社会保険事務所（当時）は申立人に対して滞納保険料の支払を促していたことが記録されていることが確認できる。

さらに、上記滞納処分票の平成15年8月6日の記録には、「前回、報酬の見直しにより提出された月額変更届により今月中に約200万円（平成15年7月分を含む。）を納入すれば追いつくことを伝える。」との記載があることから、標準報酬月額の減額訂正処理が行われたことがうかがえる。また、訂正処理日（平成15年8月5日）の時点におけるA社の保険料滞納額は、申立人及び経理担当役員の標準報酬月額をそれぞれ13年7月まで9万8,000円にさかのぼって減額した後の保険料とほぼ同じ金額である



ことが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、代表取締役として自らの標準報酬月額減額訂正に関与しながら、当該処理を有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

次に、申立期間のうち、平成15年8月1日から16年4月1日までの期間について、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、オンライン記録によると、9万8,000円と記録されているが、当該記録は訂正処理日（平成15年8月5日）以降に新たに訂正や取消等が行われた形跡は無く、不自然な点は見当たらない。

また、A社の複数の従業員は、「当該期間当時、賃金カットや遅配があった。」と供述しているほか、同社の取引金融機関の口座記録により、毎月口座振替されていた保険料が平成14年9月以降、保険料は口座振替されていないことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）は、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨が規定されている。

そのため、仮に当該期間に申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとしても、申立人は当該事業所の代表取締役として、自身の給与計算や社会保険の届出事務に関与し、厚生年金保険料の控除及び納付について知り得る立場であることは明らかであることから、上記のとおり、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成13年7月1日から15年8月1日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成15年8月1日から16年4月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年7月1日から16年4月6日まで

A社の取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が給与の報酬月額に相当する標準報酬月額と相違している。そのため、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成13年7月1日から15年8月1日までの期間について、A社における申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初13年7月から14年3月までは59万円、14年4月から15年7月までは26万円と記録されていたものが、15年8月5日付けで、さかのぼって9万8,000円に減額訂正が行われていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本により、申立人は申立期間において、同社の取締役であることが確認できる上、「A社において経理担当役員として社会保険の届出事務を行い、同社の代表取締役である夫に代わり代表者印を使用し、関係書類に押印した。」と供述していることから、同社において申立人が社会保険の届出事務に一定の権限を有していたと認められる。

また、A社に係る社会保険料の滞納処分票によると、同社は当時厚生年金保険料の滞納があり、社会保険事務所（当時）は申立人及び同社の代表取締役に対して滞納保険料の支払を促していたことが記録されており、申立人は同事務所からの督促にすべて関与し、そのうちの複数回にわたり代表取締役とともに同事務所に出向き協議していることが確認できる。

さらに、上記滞納処分票の平成 15 年 8 月 6 日の記録には、「前回、報酬の見直しにより提出された月額変更届により今月中に約 200 万円（平成 15 年 7 月分を含む。）を納入すれば追いつくことを伝える。」との記載があることから、標準報酬月額が減額訂正処理が行われたことがうかがえる。また、訂正処理日（平成 15 年 8 月 5 日）の時点における A 社の保険料滞納額は、申立人及び代表取締役の標準報酬月額をそれぞれ平成 13 年 7 月まで 9 万 8,000 円にさかのぼって減額した後の保険料とほぼ同じ金額であることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A 社の経理担当役員として、社会保険の届出事務に権限を有し、自らの標準報酬月額が減額に職務上関与し、同意しながら、当該処理を有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

次に、申立期間のうち、平成 15 年 8 月 1 日から 16 年 4 月 1 日までの期間について、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、オンライン記録によると、9 万 8,000 円と記録されているが、当該記録は訂正処理日（平成 15 年 8 月 5 日）以降に新たに訂正や取消等が行われた形跡は無く、不自然な点は見当たらない。

また、A 社の複数の従業員は、「当該期間当時、賃金カットや遅配があった。」と供述しているほか、同社の取引金融機関の口座記録により、毎月口座振替されていた保険料が平成 14 年 9 月以降、保険料は口座振替されていないことが確認できる。

さらに、申立人は上記のとおり、A 社の経理担当役員として、自身等の給与計算や社会保険の届出事務に関与し、厚生年金保険料の控除及び納付について知り得る立場であることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第 1 条第 1 項ただし書では、特例対象者（申立人）は、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨が規定されている。

そのため、仮に当該期間に申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとしても、申立人は当該事業所の経理担当役員として、自身の給与計算や社会保険の届出事務を行い、厚生年金保険料の控除及び納付について知り得る立場であることは明らかであることから、上記のとおり、特例法第 1 条第 1 項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年7月21日から28年7月13日まで

A社B工場勤務として昭和27年7月21日付けで同社に入社し、工場が閉鎖となった28年7月13日まで勤務したが、この期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間当時の健康保険証や給与から厚生年金保険料を控除されていたか否かは覚えていないが、3人の同僚と一緒に同工場に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶するA社B工場における詳細な職務内容及び同僚一人の回答から、勤務期間は特定できないものの申立人が同社同工場に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は、「当時の厚生年金保険の関係書類及び社員台帳を確認したが、申立人及び同僚3人の氏名は無かった。また、申立人が勤務していたとするB工場は、社内事情により1年間だけ運営し、従業員はアルバイトで雇用したため社会保険には加入しなかった。」と回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間において健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人及び申立人が一緒に勤務したとする同僚3人の氏名も見当たらない上、記載内容に不自然な点は見られない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月 1 日から 43 年 10 月まで

A社に勤務した申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。ほぼ同時期に、一緒に入社した同僚が厚生年金保険に加入しているにもかかわらず、同社における私の厚生年金保険の記録が無いことに納得ができない。申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間において被保険者であったことが確認できる元役員及び元従業員 12 人に文書照会を行ったところ、6人から回答があり、このうち二人の元役員は、「申立人が勤務していた記憶がある。」と回答していることから、勤務期間は特定できないものの申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人のA社における雇用保険の加入記録は、確認できず、同社は、「当時の書類が無いため、申立人の勤務期間、保険料控除等は不明である。」と回答している上、申立期間当時、社会保険事務を行っていた事業主は、既に死亡しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び社会保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚二人のうち、一人は連絡先が不明であり、他の一人は、「私は昭和 42 年 6 月 1 日にA社に入社した。申立人が仕事を探していたので、同社を紹介したが、入社した月日までは分からない。」と回答している。

なお、前述の従業員等に対する文書照会で、回答のあった6人からも申立人の社会保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年10月1日から56年7月1日まで  
② 昭和61年10月1日から62年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①における標準報酬月額が9万8,000円となっているが、申立期間①の直前の期間の標準報酬月額は17万円と記録されているので、申立期間①における標準報酬月額を17万円以上の金額に訂正してほしい。また、同社に勤務した期間のうち、申立期間②における標準報酬月額が24万円となっているが、申立期間②の前後の期間の標準報酬月額は30万円と記録されているので、申立期間②における標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A社の設計部で勤務していた期間のうち、申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額が低い額となっているので、記録を訂正してほしい。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によれば、A社は平成4年11月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主と連絡が取れないため、申立人の申立期間①に係る報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、申立期間①当時、A社で社会保険事務を担当していた従業員は死亡あるいは所在不明のため、申立人の申立期間①における社会保険の取扱いについて確認できない上、申立人は、申立期間①の給与支給明細書などを保管しておらず、当時の報酬月額及び保険料控除額を確認できる資料は残っていない。

さらに、申立期間①においてA社に係る事業所別被保険者名簿を確認しても、同名簿には、遡及して記録訂正が行われた形跡も無く、社会保険事務所（当時）の事務

処理手続に不自然さは見当たらない。

このほか、申立期間①において申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「A社の設計部で勤務していた期間のうち、申立期間②における標準報酬月額が申立期間②前後の期間の標準報酬月額より低い額となっているので、訂正してほしい。」と主張している。

しかしながら、A社は、昭和58年7月1日から平成4年11月30日までの期間においてC厚生年金基金（現在は、D厚生年金基金）に加入しているが、この期間の申立人の同厚生年金基金における標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、前述の事業所別被保険者名簿には、遡<sup>さきかえり</sup>及して記録訂正が行われた形跡も無く、社会保険事務所の事務処理手続に不自然さも見当たらない。

なお、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間②に勤務していたことが確認できる36人のうち、申立人を含む8人が標準報酬月額の引下げがあったことが確認できる。

このほか、申立期間②において申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年6月28日から54年9月30日まで  
② 昭和55年6月1日から58年5月31日まで  
③ 平成3年2月から4年8月15日まで  
④ 平成6年8月27日から8年3月31日まで

A社に勤務していた申立期間①、B社C支社に勤務していた期間のうちの申立期間②並びにD社に勤務していた期間のうちの申立期間③及び申立期間④について、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、当時のA社の元経理担当者は、「入社日及び退職日をはっきり覚えていないが、申立人は、管理人としてご主人と一緒にA社に6年間勤務した。」と述べており、また、申立人の夫（平成12年死亡）の同社における雇用保険の加入記録が昭和48年6月26日から53年12月31日までの期間であることから、申立人は、勤務期間は特定できないものの同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立人の夫の同社における厚生年金保険の被保険者記録については昭和48年6月26日から53年9月1日までの期間において確認できるものの、申立人についての同被保険者記録は無く、また、申立人の同社における雇用保険の加入記録も無い。

また、前述の元経理担当者は、「申立人夫妻の仕事は、管理人の業務の他に、来客時のお茶出しや事務所の清掃であり、申立人についてはご主人の補助的な役割として捉えていた。給与は、ご主人名で夫婦二人分をまとめて支払い、二人分を合わせた金額は通常の社員の給与額とほぼ同額だった。また、社会保険事務所（当時）への報酬月額届出は、ご主人についてのみで、二人分の金額を届け出たはずであり、申立人の健康保険はご主人の

被扶養者の扱いになっていたと思う。」と述べている。

さらに、同元経理担当者は、「申立人夫妻の在籍期間の前後に夫婦で管理人をしていた別の社員についても、申立人夫妻と同様の対応であった。」と述べているところ、A社の事業所別被保険者名簿によると、前述の元経理担当者が名前を挙げた別の管理人について、該当者と思われる男性名の被保険者の記載があるが、同姓の女性名は無い。

加えて、前述の名簿から、申立人の夫及び別の管理人と思われる被保険者について、A社における標準報酬月額を同社の他の被保険者と比較したところ、他の男性被保険者とほぼ同額であることが確認できる。

また、A社は平成15年4月21日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間①当時の代表者は既に死亡しているが、厚生年金保険の適用事業所でなくなった時の代表者は、「私は、同社には平成9年からの在籍であり、申立人のことは知らず、当時の人事関係資料は無い。」と述べている。

なお、A社が加入していたE健康保険組合に対して申立人夫妻の加入記録を照会したが、同健康保険組合は、「資格喪失者につき保存期間経過のため、加入記録を確認できない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、B社の人事担当者は、「申立人はB社C支社において昭和58年2月1日から平成2年11月30日まで外務員として在籍していた。」と回答しており、同社の「採用報告書兼登録コード台帳」により当該内容が確認できることから、申立人は、申立期間②の一部の期間において、同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B社の人事担当者は、「当社では申立期間②当時、試用期間があった。」と回答している。

また、B社C支社において申立期間②当時に勤務していたことが確認できる被保険者8人に文書照会を行ったところ、回答があった7人が、「自身の試用期間は3か月から5か月あった。」としていることから、同支社では、入社後直ちに厚生年金保険に加入させていなかったものと認められる。

さらに、申立人は、「A社を離職した翌年に引っ越し、住まい近くのスーパーにパート社員として2年から3年勤務した後に、B社に勤務先を変えた。」と述べており、上記の同社に勤務していた申立人の夫の雇用保険の加入記録から推察すると、申立人は、申立期間②の一部において、別の勤務先に在籍していたことがうかがえる。

加えて、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間②を含む昭和55年4月26日から58年6月1日までの期間にわたり、国民年金に任意加入しており、昭和58年4月及び5月を除いて保険料が納付済みであることが確認できる。

このほか、申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間③については、申立人は、「B社を退職した日(平成2年12月1日)にD社で面接を受け、すぐにD社で働いた。」と主張しているが、同社の人事担当者は、「申立人は、

平成4年6月16日に入社し、2か月の試用期間を経て同年8月16日に本採用された。所属は当社のF事業所である。」と回答しており、このことは、同社の「採用者報告書」により当該内容が確認できることから、申立人は、申立期間③の一部期間において同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、D社から提出された「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は入社した翌月の平成4年7月から給与が支給され、3か月目の9月の給与から社会保険料が控除されていることが確認できることから、同社では、入社後直ちに厚生年金保険に加入させていなかったものと認められる。

また、D社の人事担当者は、同社の人事記録の入社日に対して、申立人が約1年半前に同社に入社していると主張していることについて、「雇用しながら、あるいは賃金を支払いながら、人事記録に記載が無いと言うことは考えられず、申立人の在籍期間は提出した資料のとおりである。」と述べている。

さらに、申立人の同社での雇用保険の加入記録は、平成4年8月16日から6年8月26日までの期間であることが確認できる。

なお、D社の「給与支給受領書」に記載されているF事業所所属の従業員の中から、オンライン記録により申立期間③当時に同社の厚生年金保険の加入記録がある13人に文書照会を行い、5人から回答があったが、申立人の申立期間③における厚生年金保険の加入状況等を確認できる回答は得られなかった。

このほか、申立期間③に係る厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 申立期間④については、申立人は、「D社に5年間勤務し、65歳（平成8年）になってから退職した。」と主張している。

しかしながら、D社の人事担当者は、申立人について、「平成6年4月25日から欠勤となり、同年6月25日から休職扱いとなった。休職期間が満了した同年8月25日に退職している。」と回答している。このことは、同社から提出された「健康保険被保険者継続療養受給届」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」、「雇用保険被保険者離職証明書」から、申立人が労傷病により同社を平成6年8月26日に退職していることが確認できる。

また、申立期間③と同様に、文書回答があった5人の従業員からは、申立人の申立期間④における勤務を確認できる回答は得られなかった。

なお、申立人の国民健康保険の加入記録は、平成6年8月16日から8年2月26日までであり、ほぼ申立期間と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間④に係る厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月 20 日から 47 年 4 月 1 日まで  
A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。  
昭和 47 年 3 月 31 日まで勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に、昭和 47 年 3 月 31 日まで勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。」と主張している。

しかしながら、申立人の雇用保険の被保険者記録によれば、離職日は昭和 45 年 7 月 19 日と記録され、厚生年金保険の資格喪失日と符合している。また、厚生年金基金加入員番号払出簿から、申立人の厚生年金基金の加入期間は、同年 3 月 16 日から同年 7 月 19 日までの期間となっており、この基金の記録も厚生年金保険の被保険者期間の記録と一致している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立人と同じ昭和 45 年 3 月 16 日に資格取得の記録があり、所在が判明した 19 人に文書照会を実施したところ、14 人から回答があり、うち一人の従業員が、「申立人のことを覚えている。」と回答しているが、その従業員は、「申立人は、私が辞めた昭和 46 年 2 月より前に辞めた。」と述べているほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、A社は、「申立人の申立期間当時の人事・給与に関するデータが残っていないため、勤務していたか不明である。」と回答しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、申立人は、A社での上司及び同僚を記憶していない。このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情

は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 3 月 8 日から 23 年 9 月 1 日まで  
A 社 (現在は、B 社) に勤務した期間のうち、申立期間の船員保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたことを証明する辞令通知等を提出するので、申立期間について、船員保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された辞令通知及び昇級通知並びにB社から提出された「履歴書」及び「台帳」から、申立人は、昭和 17 年 7 月 15 日にA社に入社し、24 年 8 月 15 日まで同社に継続して勤務していたことが確認でき、21 年 6 月 30 日付けの辞令通知には「船員」との記載がある。

しかしながら、「履歴書」によると、申立人は、戦時海運管理令に基づき、昭和 17 年 7 月 21 日に戦時徴用 (以下「徴用」という。) され、同年 8 月 4 日にC会から無線通信士に任命されていることが確認できるが、申立人の所持する船員手帳によると、19 年 2 月 12 日に徴用を解除された後、同年 11 月 1 日に再度徴用されていることが確認でき、その後においては、徴用を解除された記録は見当たらないものの、20 年 3 月 6 日に下船し、社命により「雇止」とされたことが確認できることから、それ以降、申立人の徴用が継続していたとする事情は見当たらない。

また、船員保険法の改正により、昭和 20 年 4 月 1 日以降は、予備船員も被保険者となることができたものの、上記の「履歴書」から、申立人は、下船後の同年 4 月 30 日にA社D事務所から同社本社E局F課に異動していることが確認でき、それ以降も、C会の管理下にあったとする事情は見当たらない。

さらに、当該船員手帳に記載された申立人の雇止年月日は、申立人に係る船員保険被保険者台帳の記録と一致している。

加えて、厚生年金保険被保険者番号払出簿によると、申立人の厚生年金記号番号は、昭和 23 年 9 月 1 日に払い出されていることが確認でき、A社本社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の資格取得年月日と一致している。

また、申立人が記憶している当時の上司も、昭和 16 年 3 月 9 日に船員保険の被保険者資格を喪失した後、23 年 1 月 1 日にA社本社で厚生年金保険の被保険者資格を取得するまで、船員保険又は厚生年金保険の被保険者資格を有していたことは確認できない。

さらに、B社は、「履歴書」及び「台帳」以外の当時の関係資料を保管していないため、「申立期間における予備船員に係る船員保険の適用の有無、保険料控除状況について、不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る船員保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月から 43 年 3 月まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には正社員として勤務し、厚生年金保険料を控除されており、健康保険証も同社からもらっていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主から回答を得られず、同社の当時の厚生年金保険事務及び給与事務を担当者は既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、A社における当時の上司、同僚等の氏名を記憶していないため、同社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入していた従業員 13 人に照会したところ、11 人から回答があったが、いずれも申立人が同社で勤務していたことを記憶している者はおらず、当該従業員のうち、一人は、「正社員であれば、厚生年金保険に加入させていたが、パート・アルバイトは、厚生年金保険は未加入だったと思う。」と回答しており、申立期間当時、同社において厚生年金保険の被保険者とならない者がいたことがうかがえる。

さらに、上記被保険者名簿に記載された健康保険の整理番号に欠番は見当たらず、申立人の記録が欠落したとは考え難い上、その記載内容に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年ごろから47年ごろまで  
A社(現在は、B社)C支社に勤務した申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。  
同社に外務員として入社し、継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された当時の「外務員報告書」により、期間の特定はできないものの、A社C支社に外務員として勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社本社では、「当時、外務員とは委任契約を締結しており、雇用契約については締結していなかったため、外務員を厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している。

また、申立人は、A社C支社における当時の同僚3人を記憶しているが、いずれも同社に係る事業所別被保険者名簿にその氏名が見当たらないことから、申立期間の厚生年金保険料控除状況について確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿から、申立期間当時、A社C支社に勤務していた従業員13人に対し照会したところ、回答のあった9人からは、申立期間に係る申立人の保険料控除をうかがわせる回答は得られず、当該従業員のうち一人は、「外務員は勤続年数の長い者が支部長になれたが、支部長にならない限り、厚生年金保険に加入できなかった。」と供述している。

加えて、上記被保険者名簿に記載された健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い上、その記載内容に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生

年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年6月18日から同年8月17日まで  
② 昭和46年6月20日から同年8月16日まで  
③ 昭和47年6月17日から同年8月17日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①、②及び③については、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③において、A社B工場のC事務所に継続して勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社から提出された申立人の申立期間①、②及び③に係る「厚生年金保険被保険者台帳」、「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」に記載された申立人の被保険者資格の取得日及び喪失日は、申立人の厚生年金保険の加入記録と一致している。

また、A社は、「『厚生年金保険被保険者台帳』、『健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書』及び『健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書』のほかには、申立人が申立期間において同社に勤務していたことを確認できる資料を保管していない。被保険者資格の取得及び喪失についての届出はきちんと行っており、厚生年金保険に加入していない期間に保険料控除はしていないと思う。」と供述している。

さらに、A社B工場に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人と同様に厚生年金保険被保険者資格記録に欠落のある従業員が多数確認できる。

加えて、雇用保険の加入記録によると、申立人は、昭和47年8月17日に被保険者資

格を取得しており、これは、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を再取得したときの記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年9月1日から35年12月26日まで  
② 昭和36年4月14日から38年2月1日まで

申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

しかし、申立期間①についてはA社に、申立期間②については、それぞれの期間は正確には覚えていないが、A社とB社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②の一部について、A社の従業員の供述により、勤務期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は既に解散しており、当時の事業主とも連絡が取れないことから、申立人の勤務の実態や当該期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、当該期間当時、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、被保険者であったことが確認できる複数の従業員に照会したところ、回答のあった従業員が記憶する同僚の中には、上記被保険者名簿に記載の無い者がいることに加え、上記従業員のうちの2名が供述している入社日から相当期間経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できることから、当時、同社では必ずしもすべての従業員を、入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、上記被保険者名簿の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。このほか、申立人の申立期間①及び②の一部に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

一方、申立期間②の一部について、申立人は、入退社時期を正確には覚えていないが、B社に勤務していた旨申し立てしているところ、同社に係る事業所別被保険者名簿におい

て、被保険者であったことが確認できる複数の従業員は、いずれも「申立人のことは覚えていない。」と供述している。

また、B社は既に解散しており、当時の事業主とも連絡が取れないことから、申立人の勤務の実態や申立期間②に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

さらに、上記従業員が記憶する同僚の中には、上記被保険者名簿に記載の無い者がいることから、当時、B社では、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、上記被保険者名簿の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。このほか、申立人の申立期間②の一部に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 11995 (事案 1104 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年12月7日から25年3月1日まで  
② 昭和25年4月30日から同年5月6日まで  
③ 昭和26年7月7日から同年8月2日まで  
④ 昭和27年7月1日から同年7月4日まで

A丸に乗船していた期間のうちの申立期間①及び②、B丸に乗船していた期間のうち申立期間③及び④について船員保険に加入していた事実が無い旨の回答を得たため、第三者委員会に対して申し立てたが、いずれも認められなかった。新たな資料は無いが、船員手帳の雇入及び雇止の期間と相違していることについて納得できないので、再度調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、船員手帳に記載された雇入年月日及び雇止年月日をもって当該期間が船員保険の被保険者期間に該当する旨主張しているが、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではなく、申立人所持の船員手帳記載の雇入年月日及び雇止年月日をもって、直ちに船員保険資格の取得及び喪失の根拠とすることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年12月17日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は前回の審議は納得できないとして、申立期間①ないし④について船員保険に加入していたと主張しているが、当委員会で再度確認した結果、申立人の船員保険被保険者台帳に記載されている資格取得日及び資格喪失日は、船員保険被保険者名簿の記録と一致しており、関係機関等からは、船員手帳の雇入日及び雇止日と船員

保険の加入期間は必ずしも一致しない旨の回答を得ている。

このほか、申立人についての新たな資料や情報が得られず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間について船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月1日から同年8月1日まで  
② 昭和43年10月1日から44年4月10日まで

申立期間①及び②について、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

申立期間①についてはA社に、申立期間②についてはB社にそれぞれアルバイトとして勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の従業員及び本人の供述により、期間は特定できないが、申立人が同社にアルバイトとして勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、「人事台帳に申立人が社員又は雇員として登録されていないことから、勤務実態について確認できない。また、アルバイト従業員は、当時も現在も厚生年金保険に加入させていない。」旨回答しているほか、上述の従業員も、「申立人は正社員でなかったため、厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。

また、申立人の申立期間①における雇用保険の加入記録は無い上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

申立期間②について、申立人が記憶している同僚等についての詳細な供述から、期間は特定できないが、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は既に解散し、当時の事業主及び社会保険事務担当者は既に死亡しているほか、同社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間②当時に被保険者であった19名に照会したところ、回答のあった13名は申立人を覚えておらず、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、申立人の申立期間②における雇用保険の加入記録は無い上、B社に係る事業所

別被保険者名簿の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人について、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 11997 (事案 1260 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から20年10月1日まで

申立期間に毛織物の会社(社名不明)に勤務した期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を得たため、第三者委員会に申し立てたが、認められなかった。しかし、今回入手した新たな資料により、事業所名がA社であったことが判明したので、再度調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が事業所名及び事業主等の氏名を記憶していないため、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除等の実態について確認することができないほか、事業所名検索により、昭和36年ごろまでに毛織物会社が1社存在していたことが確認できるが、申立人は当該事業所に関する記憶は無いと供述している上、申立人が記憶している所在地における毛織物会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名が見当たらないことから、厚生年金保険の被保険者資格の取得及び喪失の根拠とすることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年1月15日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は知人から入手した新たな資料により、申立期間に係る事業所名がA(当時は、B省の直轄下)であったことが判明したとして再度申し立てている。

しかしながら、A社の所在地(C県D区)及び疎開先のE県F市において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は無いほか、当時の当該事業所を知る関係者が挙げている「G廠」の名称で検索しても当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらなかった。

また、戦後、A社は民間企業のH社へ払い下げられたが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは申立期間後の昭和21年5月1日である。

さらに、申立人について、厚生労働省社会・援護局へ照会したが「旧陸軍人事関係資

料の中に申立人に関する記録は無い。」との回答であった。

加えて、申立人は事業主及び同僚を記憶していないことから、これらの者を特定することができず、申立人の勤務の実態等について確認することができない。

このほか、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案11998（事案2503の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月1日から42年9月26日まで  
平成20年12月に、社会保険事務所（当時）で厚生年金の加入記録を照会したところ、申立期間に係る脱退手当金が支給されていることとなっている旨の説明を受けた。

しかし、申立期間の事業所を退職したのは、A県の学校へ入学するためであり、また、以前から両親の金銭的援助を受け、社内預金もしていたので、脱退手当金を受給する必要はなかったし、受給した記憶も無いので、記録を訂正してほしいと第三者委員会に申し立てたが、従業員調査の結果から、申立期間に係る事業所が代理請求していた可能性が高いと考えられること、社会保険事務所の一連の事務処理に不自然さはいかがえないことなどの理由から認められなかった。

新たな証拠等は提出できないが、審議結果に納得できないので、再度申し立てる。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、従業員調査の結果から、申立期間に係る事業所が代理請求していた可能性が高いと考えられること、社会保険事務所の一連の事務処理に不自然さはいかがえないことなどの理由から、既に当委員会の決定に基づく平成21年6月24日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は前回の審議結果に納得できずとし、再申立てを行っているが、新たな資料や情報が得られず、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から 46 年 4 月 1 日まで  
ねんきん特別便を見て、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。しかし、脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から20年10月10日まで  
② 昭和21年1月6日から25年5月3日まで

A社B工場を退職のときには、脱退手当金を受け取った記憶はあるが、C社を退職したときには受け取っていないので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降のA社B工場に係る厚生年金保険被保険者期間のみを脱退手当金として受給し、申立期間であるC社に係る被保険者期間は受け取っていないとしている。

しかしながら、脱退手当金を受給する場合、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであり、これにより昭和30年5月14日に支給決定される脱退手当金は、申立期間を含む同一の被保険者番号で管理されている支給決定日前のすべての厚生年金保険被保険者期間を基礎として計算され、厚生年金保険被保険者台帳に、申立期間を含む脱退手当金が支給されていることが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

その他の事情も含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月1日から41年10月1日まで  
平成21年3月ごろ、自分の年金記録を確認したところ、脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。  
しかし、脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の事業所別被保険者名簿には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の申立期間後の厚生年金保険被保険者期間は別の被保険者記号番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月から32年1月1日まで

A社(昭和32年1月にB社に名称変更)に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の複数の元従業員による「当社は、昭和31年4月から自動車の販売を始め、その営業担当者を採用した中に申立人がいたのを覚えている。」旨の供述及び同年11月1日付けの当時の代表者から申立人に授与された営業成績優秀者の表彰状から判断すると、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、A社の当時の代表者は所在不明であり、申立人が記憶する元上司は死亡していることから、同社における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、「申立人と同じ営業職であったが、昭和32年1月1日の資格取得前は、給与が歩合給制であり、厚生年金保険には加入していなかった。また、同年1月1日に雇用形態が変更となり、固定給制の通常の従業員と同様に厚生年金保険に加入することとなった。」旨供述しているなど、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

また、B社から提出のあったA社の健康保険厚生年金保険被保険者整理台帳によると、申立人の資格取得日は、昭和32年1月1日となっており、オンライン記録による厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 11 月から 53 年 7 月まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の元従業員による「申立人は、当社において、昭和 52 年 10 月 1 日から 53 年 8 月 1 日まで勤務していた。」旨の供述から判断すると、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、A社の当時の代表者は所在不明であるため、同社における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人は、「A社ではアルバイトだったかもしれないが、入社と同時に厚生年金保険には加入していると思っていた。また、同社から健康保険証を受領した記憶は無い。」旨供述している。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、「当時、辞める人が多かったので、すぐには厚生年金保険の加入手続は行われなかった。要望があれば、その加入手続が行われたが、入社と同時に厚生年金保険に加入させることはなかった。」旨供述しているなど、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

また、A社の複数の元従業員は、「申立期間当時、同社には約 50 人の従業員が勤務していた。」と供述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間同時に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員は約 30 人であることから、同社では、申立期間当時、入社したすべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 19 年 6 月 1 日まで

A 社（現在は、B 社）C 事業所に勤務した期間のうち、申立期間の労働者年金保険の加入記録が無い。申立期間中、同社には継続して勤務し、労働者年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について労働者年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B 社から提出のあった人事記録から、申立人が申立期間において、A 社 C 事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、B 社の現在の人事担当者は、「当時の関係資料が残っておらず、申立人の申立期間に係る労働者年金保険の資格取得届出及び保険料納付については不明である。」旨供述していることから、A 社 C 事業所における申立人の申立期間に係る労働者年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A 社 C 事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、「当時、私や申立人と同じ職種は労働者年金保険に加入しておらず、保険料も控除されていなかった。」旨供述しているなど、申立人が申立期間において労働者年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

また、申立人が記憶する A 社 C 事業所の同僚二人は、同社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、申立人と同日の昭和 19 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

なお、労働者年金保険法では、その適用範囲は、常時 10 人以上の従業員を使用する工業、鉱業、運輸業等の事業所に使用される男子筋肉労働者とされており、また、当時、健康保険法においては、職員である者については「甲」、労働者である者については「乙」と区分されており、A 社 C 事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿に

よると、申立人を含め、上記同僚二人も「甲」と記載されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月1日から44年3月31日まで  
② 昭和44年8月25日から47年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間中、同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の加入記録及びA社の複数の元従業員による「申立人を覚えている。」旨の供述から、申立人は少なくとも昭和42年6月19日から同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社の当時の代表者は既に死亡しており、社会保険担当者は厚生年金保険の手続を記憶していないことから、同社における申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、「申立人は社員の身分で働いていたようには見えず、給与をもらっていたのかも分からない。」旨供述しているなど、申立人が申立期間①において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

申立期間②については、A社の複数の元従業員は、「申立人がいつまで勤務していたのか分からない。」旨供述していることから、申立人が当該期間において同社に勤務していたことが確認できない。

また、A社の当時の代表者は既に死亡しており、同社における申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会し

たが、申立人が申立期間②において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことをうかがわせる供述を得ることができなかった。

さらに、申立人は、申立期間①及び②において、「当時、A社から健康保険証を受領した記憶は無い。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月21日から同年11月1日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の代表者は、「当時の人事記録が無いので、申立人の申立期間に係る在籍を確認することができない。」旨供述している上、当時の代表者は既に死亡していることから、同社における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、元従業員に照会したが、回答が得られず、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

また、A社の代表者は、「厚生年金保険料の控除は、現在も翌月控除方式で変わっておらず、申立人が主張する昭和49年10月の給与明細書における厚生年金保険料は、同年9月分である。」旨供述している。

さらに、申立人は、雇用保険の加入記録によると、A社において、昭和39年1月18日に資格取得し、49年10月20日に離職しており、当該離職日は、オンライン記録による厚生年金保険の被保険者資格喪失日と合致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年9月から34年7月まで  
A事業所（現在は、B社）に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。  
申立期間当時と一緒に勤務した妹には加入記録があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所の元従業員から提出された申立人が写っている同事業所敷地内で撮影されたことがうかがえる写真、申立人が名前を挙げた同僚及び複数の元従業員の供述により、期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、当該写真に写っており、名前が判明したA事業所の元従業員26人のうち、申立人を含む4人は、同事業所に係る事業所別被保険者名簿で名前が確認できない上、同事業所で経理業務及び社会保険業務を担当していた元従業員は、事業主が従業員の勤務状況を勘案して、社会保険の加入手続を指示していたと供述していることから、同事業所では必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、B社は、申立期間当時の資料は保存しておらず、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年ごろから 47 年ごろまで  
A 社（現在は、B 社）に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社では派遣店員として家電販売の業務に従事していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B 社は、A 社に係る人事記録に申立人の氏名が見当たらないとしており、また、当時の派遣店員の雇用についての詳細は不明であるが、マネキン会社を通じての派遣店員であった場合、A 社と使用関係は無いため、同社では厚生年金保険に加入させていなかったはずであると供述している。

また、A 社の元従業員に照会したが、申立人を記憶している者はなく、同社における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、A 社に係る事業所別被保険者名簿に欠番は無く、社会保険事務所（当時）の記録に不自然さは見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月9日から51年6月1日まで

A社(現在は、B社)に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も継続して勤務していたので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立人のほかにも同様に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、被保険者資格を再取得している複数の従業員が確認できるところ、B社は、厚生年金保険に加入させていたパートタイマーについて、勤務時間の短縮化により被保険者資格の喪失手続を行った経緯があり、その際、被保険者でない者については、給与から厚生年金保険料は控除していないはずであると供述している。

また、申立人から提出されたB社が保管している「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書(写し)」及び「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書(写し)」には、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和49年12月1日、被保険者資格喪失日が50年12月9日、被保険者資格再取得日が51年6月1日と記載されており、これらは、A社に係る事業所別被保険者名簿の記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 12010 (事案 5765 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 9 月 1 日から 12 年 2 月 29 日まで

A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が相違している旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から標準報酬月額の減額処理に関与していたものと認められ、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されないとして、記録訂正のあっせんはできないとの通知があった。

しかし、標準報酬月額の減額処理には関与しておらず、第三者委員会の判断に納得できないため、新たな資料や情報は無いが、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 12 年 2 月 29 日よりも後の同年 3 月 13 日に減額訂正されていることが確認できるが、同社の代表取締役であった申立人が、当該減額処理に関与していたと認められることから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 12 月 16 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は新たな資料や情報は無いが、当委員会の決定に納得できないとして、再申立てを行っているが、今回の調査において、新たに判明した事実も無いことから、A社の代表取締役であった申立人が、申立期間に係る標準報酬月額の訂正処理に関与していなかった事情は認められず、申立人の、申立期間について厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月ごろから同年12月ごろまで  
A社（現在は、B社）に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたのは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、B社の事業主は、申立人がA社に入社する際に提出した履歴書に週3日の勤務を希望する旨の記載があり、また、午前11時から午後3時までの勤務だったため、厚生年金保険には加入させていなかったと思うと供述している。

また、申立人は、A社では契約社員の服飾デザイナーであったと供述しているところ、同社で社会保険事務を担当していた従業員は、当時、契約社員は厚生年金保険に加入していなかったと思うと供述している。

なお、オンライン記録によると、申立人は、平成2年8月21日から8年1月5日まで国民年金第3号被保険者期間となっており、その届出を9年1月9日に行い、2年8月から6年11月までの期間は、国民年金第3号特例納付済期間となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月 18 日から同年 8 月 15 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、次に勤務したB社に入社するぎりぎりまで勤務していた記憶があるので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和 55 年 2 月 7 日から同年 8 月 15 日まで継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の厚生年金保険の資格取得日は、昭和 55 年 2 月 7 日、資格喪失日は、同年 7 月 18 日と記録されている上、申立人に係る同社の雇用保険の加入記録と一致している。

また、申立人は、昭和 55 年 8 月 16 日以前にB社に入社した記憶が無いと主張しているが、申立人に係る同社の雇用保険の加入記録では、同年 8 月 4 日から同年 10 月 31 日までとなっており、申立期間の一部に同社に勤務していたことが確認できる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の健康保険被保険者証の返納が、昭和 55 年 7 月 24 日と記載されていることが確認できる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から照会した事業主及び同僚からは、回答を得ることができず、また、回答のあった複数の従業員は、申立人を覚えていない旨供述していることから、申立人の同社における勤務状況等を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。